

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成31年 3 月13日
【発行者名】	ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大越 昇一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号 東京ビルディング
【事務連絡者氏名】	内藤 敏信 （連絡場所） 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号 東京ビルディング
【電話番号】	0 3 - 6 7 3 6 - 2 0 0 0
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ＪＰＭザ・ジャパン（年４回決算型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	4,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ＪＰＭザ・ジャパン（年４回決算型）

（以下「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドは、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）を受託会社とする契約型の追加型株式投資信託です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める振替投資信託受益権の形態で発行されます。

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、本書の各記載項目の表題部において「受益証券」と表記されている場合がありますが、上述のとおり当ファンドは原則として受益証券を発行しませんので、適宜「受益権」とお読み替えください。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

なお、当初元本は１口当たり１円です。

（３）【発行（売出）価額の総額】

４,０００億円を上限とします。

なお、前記金額には、後記「（５）申込手数料」は含みません。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権総口数で除した１口当たりの価額をいいます。

なお、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

基準価額（１万口当たり）は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額（１万口当たり）は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：０３－６７３６－２３５０（受付時間は営業日の午前９時～午後５時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp/>

（５）【申込手数料】

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率^{*}は、3.24%（税抜3.0%）が上限となっています。

^{*} 当該手数料率は、消費税および地方消費税相当額（以下「消費税等」または「税」といいます。）を含みます。また、本書において記載されている報酬率、費用等も同様です。

手数料率は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社に関しては、前記「（４）発行（売出）価格」の照会先までお問い合わせください。

自動けいぞく投資契約^{*}に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

^{*} 当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。なお、「自動けいぞく投資」とは、収益の分配がなされた場合、収益分配金より税金を差し引いた後、自動的に当ファンドに再投資するものをいいます。

（６）【申込単位】

収益分配金の受取方法により、２つのコースがあります。

- ・ 「一般コース」・・・収益の分配時に収益分配金をお受け取りになれます。
- ・ 「自動けいぞく投資コース」・・・収益分配金が税引き後、再投資されます。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込みを行う投資者は、販売会社との間で自動けいぞく投資契約を締結します。

いずれのコース共、申込単位は、販売会社が定めるものとします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、１円以上１円単位とします。

申込コースは、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

販売会社に関しては、前記「（４）発行（売出）価格」の照会先までお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2019年３月14日から2020年３月13日までとします。

申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

（８）【申込取扱場所】

申込期間中、販売会社において申込みを取扱います。

販売会社に関しては、前記「（４）発行（売出）価格」の照会先までお問い合わせください。

販売会社により全ての支店・営業所等で取扱いをしていない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（９）【払込期日】

投資者は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込代金^{*}を当該販売会社に支払うものとします。

取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

^{*} 「取得申込代金」とは、申込金（発行価格×取得申込口数）に、申込手数料（税込）を加算した金額をいいます。

（１０）【払込取扱場所】

投資者は、申込みの販売会社に取得申込代金を支払うものとします。

販売会社に関しては、前記「（４）発行（売出）価格」の照会先までお問い合わせください。

（１１）【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は、株式会社 証券保管振替機構です。

（１２）【その他】

申込証拠金はありません。申込金には利息はつきません。

日本以外の地域における受益権の発行はありません。

クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の６）の適用はありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金および換金代金は、社振法および前記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

（イ）ファンドの目的

当ファンドは、日本の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的に、積極的な運用^{*}を行います。

^{*} 運用は、当ファンドと実質的に同一の運用の基本方針を有するＧＩＭザ・ジャパン・マザーファンド（適格機関投資家専用）（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象として行います。

「実質的に同一の運用の基本方針」とは、投資の対象とする資産の種類、運用方針、運用方法、投資の対象とする資産についての保有額もしくは保有割合にかかる制限または取得できる範囲にかかる制限その他の運用上の制限が実質的に同一（マザーファンドにおける収益分配方針およびマザーファンドへの投資にかかるものを除きます。）のものをいいます。

（ロ）信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。

（ハ）基本的性格

一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づく、当ファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

商品分類^{*1} - 追加型投信 / 国内 / 株式

属性区分^{*2} - 投資対象資産：その他資産（投資信託証券（株式 一般））^{*3}

^{*3} マザーファンドへの投資を通じて、株式に実質的な投資を行いますので、投資対象資産は、その他資産（投資信託証券（株式 一般））と記載しています。

決算頻度：年４回

投資対象地域：日本

投資形態：ファミリーファンド

為替ヘッジ^{*4}：なし

^{*4} 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

^{*1} 商品分類の定義（一般社団法人投資信託協会 - 商品分類に関する指針）

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド。
国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの。

* 2 属性区分の定義（一般社団法人投資信託協会 - 商品分類に関する指針）

投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式 一般））： 親投資信託への投資を通じて、主として株式に投資するもののうち、大型株属性*、中小型株属性*のいずれにもあてはまらない全てのもの。
決算頻度	年４回： 目論見書または信託約款において、年４回決算する旨の記載があるもの。
投資対象地域	日本： 目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
投資形態	ファミリーファンド： 目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するもの。
為替ヘッジ	なし： 目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの。

* 「大型株属性」…目論見書または信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの。

「中小型株属性」…目論見書または信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの。

（注）前記の属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」を参考に委託会社が作成したものが含まれます。

（参考）一般社団法人投資信託協会が規定する商品分類および属性区分の一覧

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単 位 型		株 式
	国 内	債 券
	海 外	不動産投信
追 加 型	内 外	その他資産 （ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル		
	年 2 回	日本		
	年 4 回	北米		
債券			ファミリーファンド	あり ()
一般	年 6 回	欧州		
公債	(隔月)	アジア		
社債	年12回	オセアニア		
その他債券	(毎月)	中南米		
クレジット属性 ()	日々	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
不動産投信	その他	中近東 (中東)		
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	()	エマージング		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、
一般社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。

H P アドレス : <http://www.toushin.or.jp/>

（二）ファンドの特色

本書で使用される名称等について、以下のとおり定義します。

Ｊ．Ｐ．モルガン・アセット・マネジメント

ＪＰモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。委託会社は、Ｊ．Ｐ．モルガン・アセット・マネジメントの一員です。

日本株式グロース戦略運用担当

日本株式グロース戦略により、日本の株式の運用を担当するポートフォリオ・マネジャーの総称です。Ｊ．Ｐ．モルガン・アセット・マネジメント各社で横断的に構成されているため、委託会社の所属でない者を含みます。

日本株式グロース戦略運用担当は、Ｊ．Ｐ．モルガン・アセット・マネジメント内で横断的に構成された、新興国および日本を含むアジア太平洋地域の各国への投資を担当する、エマージング・マーケット・アンド・アジア・パシフィック・エクイティーズ・チーム（略称：ＥＭＡＰ）に属します。日本株式グロース戦略運用担当を含めたＥＭＡＰ内で情報交換が行われ、各銘柄の調査・分析に活用されています。

日本株式グロース戦略

企業取材に基づくボトムアップ・アプローチ方式で行う株式運用戦略です。具体的には、企業取材を基本とする徹底的なボトムアップ・アプローチによる調査・分析を行い、企業の成長力に比べて株価が割安な銘柄に投資することにより、超過収益の獲得を目指す運用を行います。当運用戦略は、日本株式グロース戦略運用担当が運用を担当しています。

企業取材

企業訪問、企業来訪、電話取材等を通じて、企業の情報を得ることをいいます。なお、ＲＥＩＴ^{*}にかかる企業取材は、その運用会社や投資法人に対して行います。

^{*} 「ＲＥＩＴ」とは、不動産投資信託等の受益証券、法令により当該受益証券とみなされる受益権および投資証券をいいます。

「不動産投資信託等」とは、投資信託および投資法人のうち、その投資信託約款または投資法人規約において、投資信託財産または投資法人の財産の総額についてその２分の１超の額を不動産等（土地の賃借権、地上権、不動産を主たる投資対象とする信託受益権等を含みます。）で運用することを目的とするものをいいます。

ボトムアップ・アプローチ

経済等の予測・分析により銘柄を選定するのではなく、個別企業の調査・分析から銘柄の選定を行う運用手法です。

ベンチマーク

ファンドの運用成果を測る際に比較の基準とする指標のことをいいます。

ＴＯＰＩＸ

東証株価指数（Tokyo Stock Price Index）のことです。ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（㈱東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有しています。なお、当ファンドは、㈱東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、㈱東京証券取引所は、当ファンドの受益権の発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

定量モデル

財務データ等の定量化（数値化）された客観的な情報を利用して、ポートフォリオのリスクを分析するモデルをいいます。

バリュエーション

企業の利益・資産等の企業価値に対して、株価が相対的に割安か割高かの判断をいいます。

P E R（株価収益率）

株価を1株当たり利益で割ったものをいいます。P E Rが低いほどその企業の収益力に対して株価が割安であるとみることができます。

P B R（株価純資産倍率）

株価を1株当たり純資産で割ったものをいいます。P B Rが低いほど資産価値に対して株価が割安であるとみることができます。

E V / E B I T D A

E V（企業価値）が、E B I T D A（利払前税引前償却前利益）の何倍かという指標をいいます。E V / E B I T D Aの値（倍率）が低いほど、その企業の株価は割安であるとみることができます。

配当利回り

株価に対する年間配当金の割合を示す指標をいいます。

市場コンセンサス予想

市場関係者による企業業績、株価、経済指標等の予想数値のことをいいます。

当ファンドはマザーファンドを通じて、日本の産業構造が変化していく中で、利益成長性が高く、株主を重視した経営を行っており、かつこれらの状況を市場が株価に織り込んでいない企業に投資を行います。

< 1 >：利益成長性の高い企業

1株当たり利益（業種によってはキャッシュフロー等を用いる場合もあります。）の将来における成長を予測すること、その企業のビジネス・モデルが明確に構築され、徹底・実践されていることおよびその効率性を分析・検証すること、これらから、利益成長性が高いと判断される企業を選定します。

< 2 >：株主を重視した経営を行っている企業

企業の成長に対して株主にどの程度の利益配分が行われているかを分析し、利益配分に積極的な企業を選定します。そうした企業の中から、企業取材を踏まえて、株主を重視した経営を行っている企業を選別します。

< 3 >：前記2つの条件を満たしており、かつ、その状況が株価にまだ反映されていない企業

「利益成長性の高い企業」および「株主を重視した経営を行っている企業」という2つの要素を市場が株価に織り込んでいるか、いないか、を企業取材により調査・分析し、その結果に基づいて投資します。

マザーファンドにおける銘柄の選定は、日本株式グロース戦略運用担当が行う企業取材に基づくボトムアップ・アプローチ方式で行います。

■ ポイント1 徹底した企業取材を基にした分析

日本株式グロース戦略運用担当のポートフォリオ・マネジャー全員が業種にこだわらず企業取材^{*}を行うことにより、業種間の比較が容易になります。企業取材においては、事業戦略の優位性や経営陣の質の見極めに重点を置いており、特に経営陣との対話を重視しています。これらを総合的に分析し、銘柄の選定に反映します。

^{*} J . P . モルガン・アセット・マネジメントで日本株式グロース戦略の運用を担当するポートフォリオ・マネジャー、ならびに委託会社の株式運用本部に所属する他の運用チームおよび投資調査部所属の

ナリストによる日本の株式についての企業取材件数の合計は、年間延べ約4,200件（平成30年実績）です。

■ ポイント２ Ｊ．Ｐ．モルガン・アセット・マネジメントの国内およびグローバルでの情報の活用

日本株式グロース戦略運用担当のポートフォリオ・マネジャーによる横断的・多面的な企業取材に加えて、委託会社の株式運用本部に所属する他の運用チームや投資調査部との情報共有を積極的に行っているほか、Ｊ．Ｐ．モルガン・アセット・マネジメントのグローバルなネットワークを積極的に活用することで調査・運用能力を強化しています。

当ファンドは、年4回（3月、6月、9月、12月の各14日^{*}）の決算時に、基準価額が1万円（1万口当たり）を超えている場合、分配対象額の範囲内で分配します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

^{*} 14日が休業日の場合は翌営業日となります。

（注）分配対象額については、後記「2 投資方針（4）分配方針」をご参照ください。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

当ファンドの運用はファミリーファンド方式^{*}により、マザーファンドを通じて行います。

^{*} 「ファミリーファンド方式」とは、ベビーファンドの資金をマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行う仕組みです。



当ファンドのベンチマークは、TOPIX（配当込み）とします。

当ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。なお、日本の株式市場の構造変化等によって、ベンチマークを見直すことがあります。

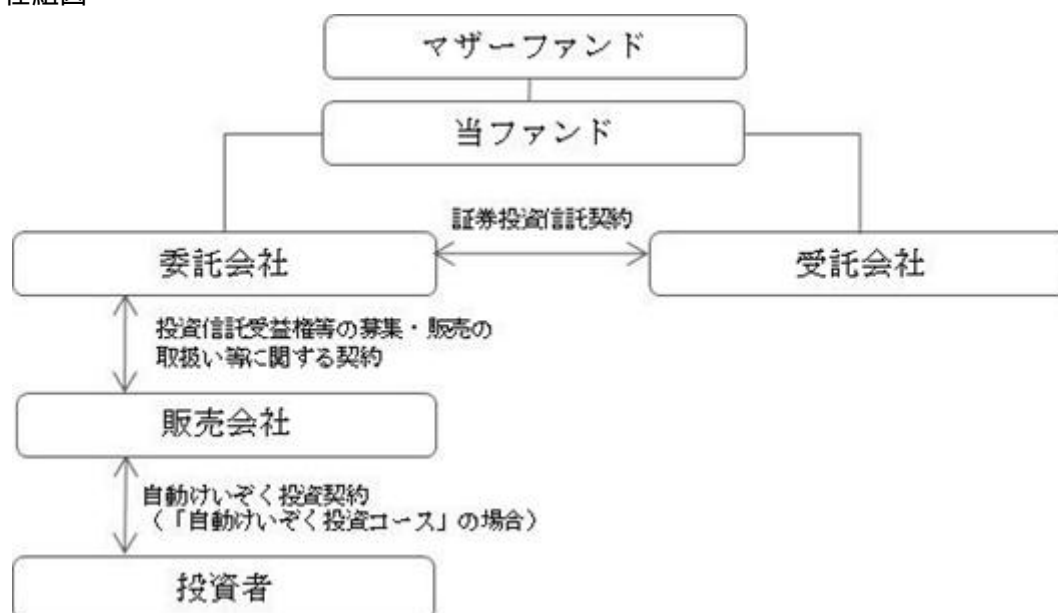
（２）【ファンドの沿革】

平成22年1月29日 マザーファンドの信託契約締結および設定・運用開始

平成29年10月10日 当ファンドの信託契約締結および設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

（イ）仕組図



（ロ）当ファンドおよびマザーファンドの委託会社および関係法人の名称、役割、委託会社等が締結している契約等の概要

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社（委託会社）

当ファンドおよびマザーファンドの委託会社として、受益権の発行、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

三井住友信託銀行株式会社（受託会社）

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

委託会社との契約により、当ファンドおよびマザーファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。

販売会社

委託会社との契約により、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

（ハ）委託会社の概況

資本金 2,218百万円（平成31年１月末現在）

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長（金商）第330号

設立年月日 平成２年10月18日

会社の沿革

昭和46年 ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設

昭和60年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は昭和62年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。

平成２年 ジャーディン・フレミング投信株式会社（委託会社）設立

平成７年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン フレミング投信・投資顧問株式会社となる。

平成13年 ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更

平成18年 ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

平成20年 ＪＰモルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受

大株主の状況 （平成31年１月末現在）

名 称	住 所	所有株式数 （株）	比率 （％）
ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント（アジア）インク	米国デラウェア州	56,265	100

２【投資方針】

（１）【投資方針】

（イ）運用方針

当ファンドは、マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指した積極的な運用を行います。

マザーファンドは、日本の株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的に、積極的な運用を行います。

（ロ）投資態度

マザーファンドにおける投資プロセスは次のとおりです。

なお、資金動向や市況動向により、次のような運用ができない場合があります。

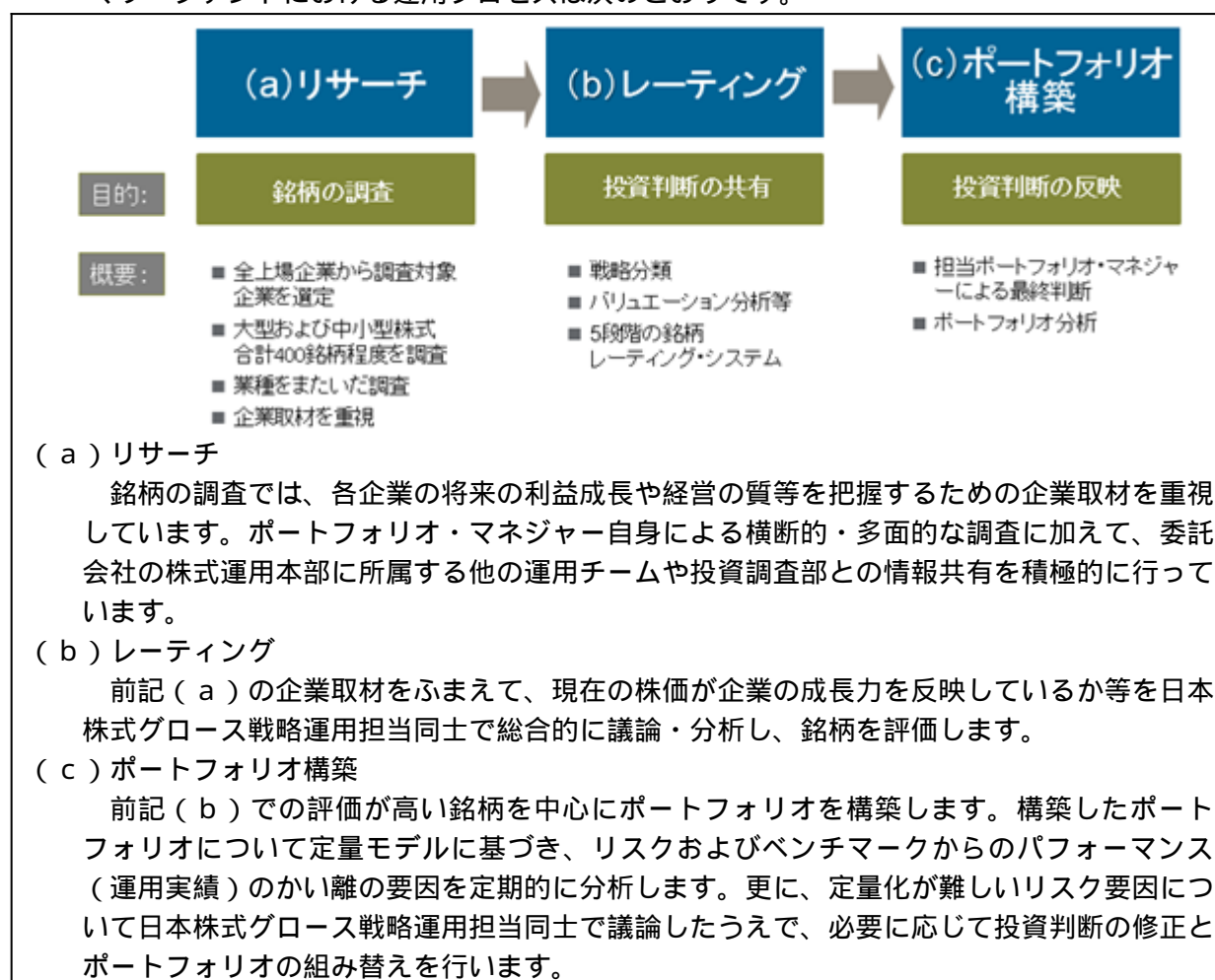
マザーファンドの運用は、委託会社において、日本株式グロース戦略運用担当のポートフォリオ・マネジャー（以下「マザーファンドのポートフォリオ・マネジャー」といいます。）が行います。

全ての上場銘柄^{*1}が投資対象銘柄群になります。投資対象銘柄群は、コア・カバレッジ^{*2}に属する銘柄と、それ以外の銘柄から構成されます。

*1 REITも含まれます。

*2 詳しくは後記「（a）リサーチ」をご参照ください。

マザーファンドにおける運用プロセスは次のとおりです。



前記における運用プロセスの詳細は以下のとおりとなります。

（a）リサーチ

●コア・カバレッジ

日本株式グロース戦略では、日本の株式について、市場全体の動向を的確に分析するため、重点調査対象銘柄としてコア・カバレッジを活用します。コア・カバレッジは約400銘柄の大型株式および中小型株式で構成されます。原則、投資対象銘柄群の全ての業種から銘柄を選び、東京証券取引所の第一部上場銘柄の時価総額に対して70%以上をカバーしています。コア・カバレッジの銘柄は必要に応じ見直します。

コア・カバレッジの活用により、大型株式から小型株式まで、業種をまたいだ横断的な調査を行い、個別企業・業界の分析や投資テーマの発掘を行うことが可能となります。また、新しく魅力的な投資テーマや銘柄を発掘するため、コア・カバレッジ以外の銘柄の調査活動も積極的に行っています。

マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、コア・カバレッジを含む全ての投資銘柄群に対する企業調査の結果、各銘柄のレーティングをもとに最終的な投資判断を行います。

●徹底した企業取材の重視と国内およびグローバルのネットワークによる情報の活用

日本株式グロース戦略では、ポートフォリオ・マネジャー自身が業種をまたいで企業取材を行い、マザーファンドの運用に反映させています。

日本株式グロース戦略運用担当のポートフォリオ・マネジャーによる横断的・多面的な企業取材に加えて、委託会社の株式運用本部に属する他の運用チームや投資調査部との情報共有を積極的に行っています。投資調査部には業界知識豊富なアナリストが所属しており、同部との情報共有を通じて調査能力の強化に繋がっています。また、J・P・モルガン・アセット・マネジメントのグローバルなネットワークを積極的に活用します。J・P・モルガン・アセット・マネジメント内の海外拠点に所属する債券、株式等の運用チームと情報を共有し、海外各地域のマクロ経済・企業動向が日本の経済および資本市場に与える影響を勘案し、マザーファンドの投資判断に活用します。

（b）レーティング

日本株式グロース戦略では、リサーチに基づいて各銘柄に5段階のレーティングを付与します。レーティングの付与にあたっては、ボトムアップ・アプローチにより企業の中長期的な成長力を把握し、現在の株価が企業の成長力を反映しているかを分析します。

●戦略分類とレーティング

戦略分類は、企業の中長期的な成長の可能性および競争優位の持続性を判断する枠組みであり、「Is this a business we want to own?（投資すべきビジネスであるか）」を示します。収益性、持続性、ガバナンスの3つの側面からのアプローチで約100項目のチェックリストを基に各銘柄のリスクを徹底的に分析し、「プレミアム」「クオリティ」「トレーディング」の順に分類します。

戦略分類により中長期的な成長性を見極めたうえで、バリュエーション分析等を重ねることで「Do we want to own it at today's price?（現在の株価に投資妙味があるか）」を判断し、1から5のレーティングを決定します。

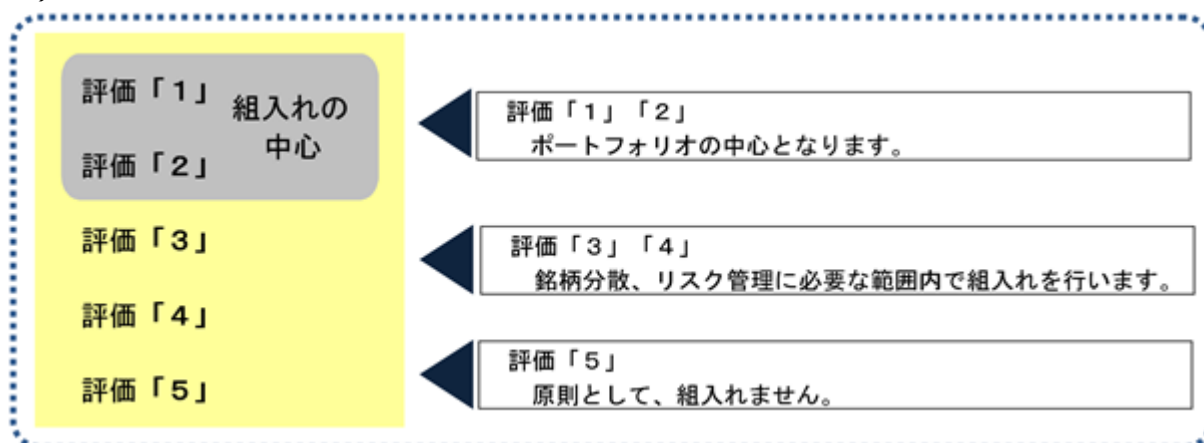
戦略分類およびバリュエーション分析等を行うにあたって着目するポイントの例は以下のとおりです。

戦略分類（プレミアム、クオリティ、トレーディング）		
収益性	持続性	ガバナンス
高い収益性・効率性 設備投資の必要性 キャッシュフローの創出力 財務の健全性 物価変動が収益性に与える影響	競争優位性と持続可能性 業界構造と見直し 技術革新が競争力や産業構造に与える影響 外部環境のリスク 環境・社会的責任への経営意識	過去実績や経営ビジョン・戦略など経営の質 財務の透明性と情報開示 政治・規制リスク 適切な資本配分 株主還元の拡充

バリュエーション分析等
PER、PBR、EV/EBITDA、配当利回り、長期的な利益成長見通しに基づく5年期待リターンの相対評価（市場平均比、業界他社比、過去比）および絶対評価 その他（市場コンセンサス予想からの乖離、流動性、需給動向等）

レーティング
評価「1」 大幅なアウトパフォーム 評価「2」 アウトパフォーム 評価「3」 マーケットと同水準 評価「4」 アンダーパフォーム 評価「5」 大幅なアンダーパフォーム 原則としてポートフォリオに組入れない

（c）ポートフォリオ構築



銘柄評価を基にマザーファンドのポートフォリオ・マネジャーが、マザーファンドの投資目標、リスク許容度および運用ガイドラインを考慮し、最終的な組入れ銘柄、および各銘柄の組入れ比率を決定します。構築したポートフォリオについて定量モデルに基づき、リスクおよびベンチマークからのパフォーマンス（運用実績）のかい離の要因を定期的に分析します。更に、定量化が難しいリスク要因について日本株式グロース戦略運用担当同士で議論したうえで、必要に応じて投資判断の修正とポートフォリオの組み替えを行います。

実際のマザーファンドのポートフォリオでは、市場環境、売買のタイミング、流動性等の理由により、評価「1」銘柄の非保有や、評価「5」銘柄の保有が生じる場合があります。

<当ファンドまたはマザーファンドにおいて行われることがある、投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引の内容、および当該取引が投資者の利益を害しないことを確保するための措置>

委託会社は、当ファンドまたはマザーファンドにおいて、自己または第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行うことがあり、それらの内容は後記のとおりです。委託会社は、当該取引が投資者の利益を害しないことを確保するための措置として、社内規程等を制定してそれにしたがった管理を行うとともに、社内規程等の遵守状況についてモニタリングを必要に応じて行っています。当該措置の詳細については、後記「３ 投資リスク（２）投資リスクに関する管理体制」をご参照ください。

- ・ 委託会社の関係会社である証券会社が引受けを行った有価証券のマザーファンドでの組入れ
- ・ マザーファンドにおける有価証券取引等の、委託会社の関係会社である証券会社等に対する発注
- ・ マザーファンドにおいて保有もしくは取引する有価証券または当ファンドの受益権の、委託会社またはその関係会社の役職員による売買等の取引
- ・ マザーファンドにおける有価証券取引等の発注と、委託会社が運用する他の運用資産における有価証券取引等の発注を、束ねて一括して発注すること（一括発注）
- ・ マザーファンドの運用担当者（ポートフォリオ・マネジャー、アナリスト等）が贈答、茶菓の接待等を受けた、証券会社等に対するマザーファンドにおける有価証券等の発注、または有価証券の発行体の発行する有価証券のマザーファンドでの組入れ
- ・ 委託会社またはその関係会社と取引関係のある有価証券の発行体が発行する有価証券にかかる議決権のマザーファンドにおける行使
- ・ マザーファンドと、委託会社が運用する他の運用資産間において行う有価証券等の取引（クロス取引）
- ・ 委託会社による当ファンドの受益権の取得申込みおよび換金

（２）【投資対象】

（イ）当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。（「ＪＰＭザ・ジャパン（年４回決算型）信託約款（以下「信託約款」といいます。））

１．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．有価証券（金融商品取引法第２条第１項に定めるものに限りません。）についての有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第28条第８項第６号に定めるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利

ハ．有価証券関連デリバティブ取引以外のデリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に定めるものをいい（以下同じ。）、次に掲げるものを対象とした取引に限りません。）にかかる権利

（１）金融商品（金融商品取引法第２条第24項に定めるものをいい、ただし有価証券を除きます。以下同じ。）

（２）金融商品の価格または金融商品（通貨を除きます。）の利率等（金融商品取引法第２条第21項第４号に定めるものをいいます。以下同じ。）

ニ．約束手形（前記イに該当するものを除きます。）

ホ．金銭債権（前記イ、ロ、ハまたはニに該当するものを除き、外国為替の売買の予約にかかるものを含みます。）

２．為替手形

（ロ）委託会社は、信託金を、前記（イ）の資産のうち、主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券に投資することを指図します。

- １．株券または新株引受権証書
- ２．国債証券
- ３．地方債証券
- ４．特別の法律により法人の発行する債券
- ５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。以下同じ。）
- ６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。以下同じ。）
- ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。以下同じ。）
- ８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。以下同じ。）
- ９．特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。以下同じ。）
- １０．コマーシャル・ペーパー
- １１．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- １２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１から11までの証券または証書の性質を有するもの
- １３．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいい、法令により当該受益証券とみなされる受益権を含みます。ただし、マザーファンドの受益証券を除きます。）
- １４．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）
- １５．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。以下同じ。）
- １６．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。以下同じ。）
- １７．預託証券（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。以下同じ。）
- １８．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- １９．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。以下同じ。）
- ２０．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- ２１．外国の者に対する権利で20の有価証券の性質を有するもの

なお、１の証券または証書ならびに12および17の証券または証書のうち１の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２から６までの証券ならびに12および17の証券または証書のうち２から６までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

（ハ）委託会社は、信託金を、前記（ロ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．コール・ローン
- ３．手形割引市場において売買される手形
- ４．金銭債権（前記（ロ）に掲げる有価証券または１から３までもしくは５に掲げるもののいずれかに該当するものを除きます。）
- ５．金融商品取引法第２条第２項各号に規定する有価証券

（二）前記（ロ）の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を主として前記（ハ）（５を除きます。）に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

（参考）マザーファンドの投資対象

（イ）マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。（ＧＩＭザ・ジャパン・マザーファンド（適格機関投資家専用）信託約款（以下「マザーファンド信託約款」といいます。））

１．次に掲げる特定資産

イ．有価証券

ロ．有価証券（金融商品取引法第２条第１項に規定するものに限り、）についての有価証券関連デリバティブ取引にかかる権利

ハ．有価証券関連デリバティブ取引以外のデリバティブ取引（次に掲げるものを対象とした取引に限り、）にかかる権利

（１）金融商品

（２）金融商品の価格または金融商品（通貨を除きます。）の利率等

ニ．約束手形（前記イに該当するものを除きます。）

ホ．金銭債権（前記イ、ロ、ハまたはニに該当するものを除き、外国為替の売買の予約にかかるものを含みます。）

２．為替手形

（ロ）委託会社は、信託金を、前記（イ）の資産のうち、主として次の有価証券に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証券

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券

６．特定目的会社にかかる特定社債券

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券

８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券

９．特定目的会社にかかる優先出資証券

１０．コマーシャル・ペーパー

１１．新株引受権証券および新株予約権証券

１２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１から１１までの証券または証書の性質を有するもの

１３．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第１０号で定めるものをいい、法令により当該受益証券とみなされる受益権を含みます。）

１４．投資証券または外国投資証券

１５．外国貸付債権信託受益証券

１６．オプションを表示する証券または証書

１７．預託証券

１８．外国法人が発行する譲渡性預金証書

１９．指定金銭信託の受益証券

２０．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第１４号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

２１．外国の者に対する権利で２０の有価証券の性質を有するもの

なお、１の証券または証書ならびに１２および１７の証券または証書のうち１の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２から６までの証券ならびに１２および１７の証券または証書

のうち２から６までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、１３および１４の証券を以下「投資信託証券」といいます。

（ハ）委託会社は、信託金を、前記（ロ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．コール・ローン
- ３．手形割引市場において売買される手形
- ４．金銭債権（前記（ロ）に掲げる有価証券または１から３までもしくは５に掲げるもののいずれかに該当するものを除きます。）
- ５．金融商品取引法第２条第２項各号に規定する有価証券

（ニ）前記（ロ）の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を主として前記（ハ）（５）を除きます。）に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

- ・ 当ファンドの主要投資先であるマザーファンドにかかる、委託会社における運用体制は以下のとおりです。

日本株式グロース戦略運用担当は、委託会社内の組織上、株式運用本部の株式運用部に所属しています。また、アナリストが所属する投資調査部も株式運用本部に属しています。

株式運用本部の株式運用部には１２名のポートフォリオ・マネジャーが所属しています。株式運用部内で開催される運用に関わる諸会議にて、銘柄評価、資産配分、投資政策等、運用の基本方針を策定します。

マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、前記における運用に関わる諸会議で策定された基本方針を踏まえ、運用計画を策定しそれに基づき投資判断を行います。その際、日本株式グロース戦略運用担当同士でまたは株式運用本部の株式運用部に所属する他のポートフォリオ・マネジャーと意見交換した結果も参考にします。

有価証券等の売買執行業務は、運用部門から独立しているトレーディング部門で行われます。なお、当該執行業務は、当該運用部門の拠点以外のＪ・Ｐ・モルガン・アセット・マネジメントに所属する他の拠点で行われる場合があります。

運用分析部門において、ポートフォリオの分析および評価が行われ、運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターやマザーファンドのポートフォリオ・マネジャーにその情報を提供します。また、ポートフォリオ分析部門は、運用分析部門からの情報を基に、必要に応じて更なる分析を行い、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーにその情報を提供します。

運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

- ・ インベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果やマザーファンドが取ったリスクが妥当な水準であるか、およびマザーファンドの運用がその投資目標にしたがっているかを定期的にチェックし、必要があれば是正を求めます。また、投資ガイドライン^{*}の遵守状況の報告を受け、必要があれば是正を求めます。
- ・ コンプライアンス部門は、取引価格の妥当性、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。
- ・ リスク管理部門は、投資ガイドライン^{*}の遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。

^{*} 「投資ガイドライン」とは、マザーファンドの投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインをいいます。

（注）前記の運用体制、組織名称等は、平成30年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

委託会社では社内規程を定め、運用等にかかわる組織およびその組織の権限と責任を明らかにするとともに、当ファンドおよびマザーファンド固有の運用に関する社内ルールを定めています。

- ・ 委託会社による、受託会社に対する管理体制

委託会社の事務管理部門において、日々の業務を通じ、受託会社の管理体制および知識・経験等を評価しています。また、必要に応じミーティングを行い、受託会社の業務の状況を確認しています。

（４）【分配方針】

毎計算期間終了時に、以下の方針に基づき分配を行います。

なお、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配対象額の範囲

計算期間終了日における、信託約款第40条第１項各号に定める受益者に分配することができる額と、分配準備積立金等の合計額とします。

なお、分配対象額の範囲には収益調整金が含まれます。

収益分配金の分配方針

委託会社は、基準価額が１万円（１万口当たり）を超えている場合、前記の分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

収益を留保した場合の留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

< 参考 >

収益分配金の支払いについて

収益分配金は、計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として計算期間終了日から起算して５営業日目までに支払いを開始します。

「自動けいぞく投資コース」を申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

「収益分配金に関する留意事項」

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金
が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



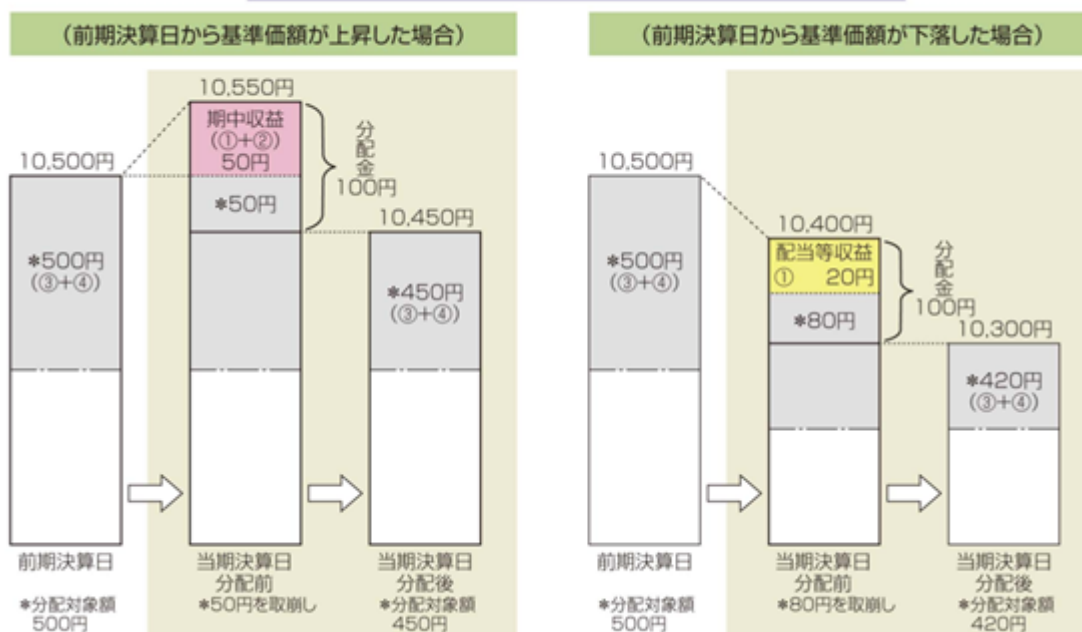
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費^{*1}控除後の配当等収益^{*2}および評価益を含む売買益^{*3}）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。

*1 後記「4 手数料等及び税金」の「(3) 信託報酬等」および「(4) 其他の手数料等」をご参照ください。

*2 信託約款第40条第1項第1号をご参照ください。

*3 信託約款第40条第1項第2号をご参照ください。

(決算中に発生した収益を超えて支払われる場合)



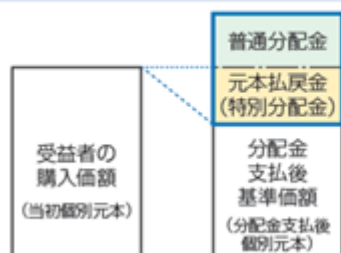
(注) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および経費控除後の評価益を含む売買益ならびに 分配準備積立金および 収益調整金です。

分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

前記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

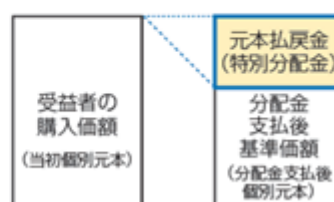
- 受益者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金：個別元本を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、後記「4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照ください。

前記はイメージであり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

（５）【投資制限】

（イ）信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

株式への投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

投資する株式等の範囲

A 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定するものをいいます。以下同じ。）または外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定するものをいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所金融商品市場または外国金融商品市場に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

B 前記Aの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社はこれに投資することの指図ができるものとし、

外貨建資産への投資制限

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とみなし保有外貨建資産（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額（マザーファンド信託約款第8条に規定するものをいいます。以下において同じ。）に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下において同じ。）との合計額が、外貨建資産組入可能額（信託財産の純資産総額（信託約款第8条第2項に規定するものをいいます。以下、 〃 、およびにおいて同じ。）の20%をいいます。において同じ。）を超えることとなる投資の指図をしません。有価証券の値上り等により外貨建資産組入可能額を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

投資信託証券への投資制限

A 委託会社は、信託財産に属するすべての投資信託証券（次に掲げるものを除きます。）の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属するすべての投資信託証券（次に掲げるものを除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

1．取引所金融商品市場に上場され、かつ当該市場を通じて常時売却可能（市場急変等の特別な事情により一時的に流動性が低下している場合を除きます。以下Aにおいて同じ。）なもので、実際に当該市場を通じて取得したもの

2．外国金融商品市場または外国の店頭市場に上場または登録され、かつ当該市場を通じて常時売却可能なもので、実際に当該市場を通じて取得したもの

B 前記Aにおいて「信託財産に属するとみなした額」とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるすべての投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

信用取引の指図範囲

- A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- B 前記Aの信用取引の指図は、次に掲げる株券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
- 1．信託財産に属する株券または新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - 2．株式分割により取得する株券
 - 3．有償増資により取得する株券
 - 4．売り出しにより取得する株券
 - 5．信託財産に属する転換社債の転換請求または転換社債型新株予約権付社債の新株予約権により取得可能な株券。「転換社債型新株予約権付社債」とは、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、または会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます（以下同じ。）。
 - 6．信託財産に属する新株引受権証券もしくは新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券もしくは新株予約権付社債券の新株予約権（5に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- C 委託会社は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差し入れることの指図をすることができるものとします。

デリバティブ取引の運用指図・目的

- A デリバティブ取引（有価証券（金融商品取引法第2条第1項に規定するものに限りません。）についての有価証券関連デリバティブ取引および有価証券関連デリバティブ取引以外のデリバティブ取引をいいます。）の利用は、ヘッジ目的に限定しません。
- B 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券（金融商品取引法第2条第1項に規定するものに限りません。）についての有価証券関連デリバティブ取引を行うことの指図をすることができます。
- C 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動もしくは為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券関連デリバティブ取引以外のデリバティブ取引を行うことの指図をすることができます。

有価証券の貸付の指図および範囲

- A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- 1．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- B 前記Aに定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- C 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とみなし保有外貨建資産との合計額について、当該外貨建資産およびみなし保有外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約にかかる取引（金融商品取引法第2条第20項に定めるデリバティブ取引を除きます。）を行うことの指図をすることができます。

一部解約の請求および有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

再投資の指図

委託会社は、前記の規定による一部解約金および有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金、株式の清算分配金、有価証券にかかる利金、株式の配当金その他の収入金を再投資することの指図ができます。

資金の借入れ

- A 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- B 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する信託約款第16条第2項各号に掲げる投資対象の解約代金入金日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、当該投資対象の解約代金および当該有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- C 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とする借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- D 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

受託会社による資金の立替え

- A 信託財産に属する有価証券について、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- B 信託財産に属する有価証券にかかる償還金、株式の清算分配金、有価証券にかかる利金、株式の配当金その他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受託会社がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- C 前記の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

デリバティブ取引等の市場リスク量の管理

有価証券についての有価証券関連デリバティブ取引、有価証券関連デリバティブ取引以外のデリバティブ取引、ならびに信託約款第16条第1項第11号および第16号に定める有価証券にかかる取引（以下あわせて「デリバティブ取引等」といいます。）を行う場合（マザーファンドを通じて実質的にデリバティブ取引等を行う場合を含みます。）は、デリバティブ取引等による投資についてのリスク量（以下「市場リスク量」といいます。）が、信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引等を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（バリュエーション・アット・リスク方式）による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。

分散投資規制の管理

一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

（参考）マザーファンドの投資制限

マザーファンド信託約款は、委託会社によるマザーファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

株式への投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

投資する株式等の範囲

- A 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市場または外国金融商品市場に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所金融商品市場または外国金融商品市場に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- B 前記Aの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社はこれに投資することの指図ができるものとします。

外貨建資産への投資制限

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額が、信託財産の純資産総額（マザーファンド信託約款第8条に規定するものをいいます。以下「純資産総額」といいます。および「純資産」において同じ。）の20%を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により20%を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属するすべての投資信託証券（次に掲げるものを除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

1. 取引所金融商品市場に上場され、かつ当該市場を通じて常時売却可能（市場急変等の特別な事情により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なもので、実際に当該市場を通じて取得したもの

- ２．外国金融商品市場または外国の店頭市場に上場または登録され、かつ当該市場を通じて常時売却可能（市場急変等の特別な事情により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なもので、実際に当該市場を通じて取得したもの

信用取引の指図範囲

- A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- B 前記Aの信用取引の指図は、次に掲げる株券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
- １．信託財産に属する株券または新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - ２．株式分割により取得する株券
 - ３．有償増資により取得する株券
 - ４．売り出しにより取得する株券
 - ５．信託財産に属する転換社債の転換請求または転換社債型新株予約権付社債の新株予約権により取得可能な株券
 - ６．信託財産に属する新株引受権証券もしくは新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券もしくは新株予約権付社債券の新株予約権（５に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- C 委託会社は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差し入れることの指図をすることができるものとします。

デリバティブ取引の運用指図・目的

- A 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券（金融商品取引法第２条第１項に規定するものに限ります。）についての有価証券関連デリバティブ取引を行うことの指図をすることができます。
- B 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動もしくは為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券関連デリバティブ取引以外のデリバティブ取引を行うことの指図をすることができます。

有価証券の貸付の指図および範囲

- A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- １．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- B 前記Aに定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- C 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約にかかる取引（金融商品取引法第２条第20項に定めるデリバティブ取引を除きます。）を行うことの指図をすることができます。

有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

再投資の指図

委託会社は、前記の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金、株式の清算分配金、有価証券にかかる利金、株式の配当金その他の収入金を再投資することの指図ができます。

受託会社による資金の立替え

- A 信託財産に属する有価証券について、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- B 信託財産に属する有価証券にかかる償還金、株式の清算分配金、有価証券にかかる利金、株式の配当金その他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受託会社がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- C 前記の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

デリバティブ取引等の市場リスク量の管理

有価証券についての有価証券関連デリバティブ取引、有価証券関連デリバティブ取引以外のデリバティブ取引、ならびにマザーファンド信託約款第17条第1項第11号および第16号に定める有価証券にかかる取引（以下あわせて「デリバティブ取引等」といいます。）を行う場合は、デリバティブ取引等による投資についてのリスク量（以下「市場リスク量」といいます。）が、信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引等を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（バリュー・アット・リスク方式）による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。

分散投資規制の管理

一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

（ロ）投資信託及び投資法人に関する法律ならびに金融商品取引業等に関する内閣府令には以下のような投資制限があります。（マザーファンドにも同様の投資制限があります。）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該株式を当ファンドの投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

委託会社は当ファンドの信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。以下同じ。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはなりません。具体的には、当ファンドにおいてデリバティブ取引を行う場合（マザーファンドを通じて実質的にデリバティブ取引を行う場合を含みます。）は、デリバティブ取引による投資についてのリスク量（以下「市場リスク量」といいます。）が、当ファンドの純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（バリュー・アット・リスク方式）による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの当ファンドの純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

3【投資リスク】

（１）リスク要因

当ファンドは、実質的に同一の運用の基本方針を有するマザーファンドの受益証券を主要投資対象として運用を行うため、以下に説明するような、マザーファンドのリスクと同等のものを伴います。以下のリスクおよび留意点に関する説明は特に記載のない限り、マザーファンドについてのものですが、当該リスクおよび留意点は結果的に当ファンドに影響を及ぼすものです。なお、以下の説明は、全てのリスクについて記載したのではなく、それ以外のリスクも存在することがあります。

マザーファンドは、主に国内の株式を投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の財務状況の悪化や倒産等の影響により、その信託財産の価値が下落し、その結果当ファンドが損失を被ることがあります。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。当ファンドは預貯金と異なります。

株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、発行会社の業績・財務状況の変化による影響を受け、変動することがあります（発行会社の財務状況の悪化、倒産等により価格がゼロになることもあります。）。また株式の価格は、株式市場における需給や流動性の影響を受け、変動することがあります。マザーファンドは、株価の上昇を捉えることを目標とした、積極的な運用を行うため、株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は高位に保ちます。そのため、マザーファンドの信託財産の価値は、株式の価格変動の結果、大幅に変動・下落する可能性があります。また、マザーファンドでは中小型株式に投資することがありますが、その場合大型株式への投資に比べて大きなリスクを伴います。中小型株式の発行会社の業績・財務状況は、国内外の政治・経済情勢からより大きな影響を受け、大型株式に比べ、株価がより大幅に変動する可能性があります。このリスクは、比較的小規模で業歴の浅い発行会社の株式に投資する場合にはより高くなります。

銘柄選定方法に関するリスク

銘柄の選定はボトムアップ・アプローチにより行いますので、ポートフォリオの構成銘柄や業種配分は、日本の株式市場全体やベンチマークとは異なるものになります。そのため、マザーファンドの信託財産の価値の変動が日本の株式市場全体の動きやベンチマークの動きと異なるものになり、より大きく変動する可能性があります。これにより、投資元本を割り込むことも考えられます。

流動性リスク

ある種の有価証券、特に市場での取引頻度が少なかったり、比較的小規模な市場で取引されているものは、特に取引金額が大きいと、望ましい時点と価格で売買することが難しくなる場合があります。市場が極端な状況にあるときは、買い手が減って望ましい時点または価格で有価証券をすぐに売却できず、マザーファンドが低い価格で有価証券を売却することを余儀なくされるか、あるいはまったく売却できない可能性があります。特定の有価証券またはその他の金融商品は、取扱い取引所または政府もしくは監督当局により取引を停止または制限される場合があります、その結果マザーファンドに損失が生じる可能性があります。有価証券を売却できないことにより、マザーファンドはその信託財産の価値が下がったり、他の投資機会を活用できなくなる可能性があります。流動性リスクには、通常とは異なる市場環境や通常以上に多額の換金申込み、あるいはその他の制御不能な要因によって、マザーファンドが所定の期間内に換金代金の支払いに応じられないリスクも含まれます。換金申込みに応えるため、マザーファンドは不利な時点や条件で有価証券の売却を余儀なくされることがあります。特に、債券、中小型株式または新興市場で発行される有価証券に投資している場合、特定の期間において、経済状況、市況もしくは政情の悪材料、またはそれが正確か否かにかかわらず投資家による市場見通しの悪化により、特定の発行会社もしくは業種、または特定の投資分野のすべての有価証券の流動性が前触れなく突然低下もしくは消滅するリスクがあります。

当ファンドに特有の流動性リスクに関する留意事項

マザーファンドでは中小型株式に投資することがありますが、中小型株式は大型株式に比べて、市場での売買高が少ない場合があります、注文が成立しないこと、売買が成立しても注文時に想定していた価格と大きく異なることがあります。特に、急激かつ大量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合には、そのような状況に陥る可能性が高まります。この場合には、当該株式の価格の下落により、マザーファンドの信託財産の価値が影響を受けることがあります。

為替変動リスク

為替相場の変動の影響による価格変動リスクです。マザーファンドは、信託財産の純資産総額の20%以下の範囲内で外貨建資産に投資することができますので、外貨建資産に投資した場合には、為替相場の変動によりマザーファンドの信託財産の価値が変動します。

投資銘柄集中リスク

マザーファンドは少数の銘柄に集中して投資する場合があります。このため、日本の株式市場全体の動きやベンチマークの動きと異なり、マザーファンドの信託財産の価値が大きく上下することがあります。それにより、投資元本を割り込むこともあります。

投資方針の変更について

経済情勢や投資環境の変化、または投資効率の観点等から、投資対象または投資手法の変更を行う場合があります。また、ベンチマークを変更する場合があります。

解約・追加による資金流出入に伴うリスクおよび留意点

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有有価証券を大量に売却することがあります。その際にマザーファンドの信託財産の価値が大きく変動する可能性があります。また、大量の資金の追加があった場合には、原則として、迅速に有価証券の組入れを行います。買付け予定銘柄によっては流動性等の観点から買付け終了までに時間がかかることがあります。さらに、マザーファンドを投資対象とする他の投資信託が設定されている場合には、当該投資信託の解約・追加により生じる同様の資金流出入に伴うリスクがあります。

繰上償還等について

当ファンドは、信託期間中において、当ファンドの信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなった場合、委託会社が受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合には、信託期間の途中であっても繰上償還することがあります。また、投資環境の変化等により、委託会社が当ファンドの申込期間を更新しないことや申込みの受付を停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

予測不可能な事態が起きた場合等について

その他予測不可能な事態（天変地異、クーデター等）が起きたとき等、市場が混乱することが考えられます。このような場合に、有価証券が取引される市場の取引停止等やむを得ない事情があるときは、一時的に当ファンドの受益権およびマザーファンドの受益証券が換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合等には、当ファンドの受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に当ファンドおよびマザーファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。さらに、当ファンドおよびマザーファンドは、短期間に大量の解約があった場合等に、信託財産が十分な資産規模にならないことがあります。その場合、本書で説明する運用方針および投資態度に完全に合致した運用ができないおそれがあり、その結果当ファンドの基準価額およびマザーファンドの信託財産の価値が大きく変動したり、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣ることとなる可能性があります。

参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

<ファンドの分配金再投資基準価額・年間騰落率の推移>

2014年1月～2018年12月の5年間における、ファンドの分配金再投資基準価額(円)と、年間騰落率(毎月末時点)の推移を示したものです。

<ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較>

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(毎月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



(ご注意)

- 分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後のもので、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
- ファンドの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における分配金再投資基準価額を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。設定から1年未満の時点では算出されません。)
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の毎月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。ただし、ファンドは設定から6年未満で、設定日から2018年9月末までは年間騰落率が算出されないことから、それ以降の毎月末時点における年間騰落率を用いています。
- ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、実際の基準価額およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

○代表的な資産クラスを表す指数

- 日本株・・・TOPIX(配当込み)
- 先進国株・・・MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI(国債)
- 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバル(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジを行わないものとして算出されたものです。なお、MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、委託会社で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、株東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。

MSCIコクサイ指数およびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、同社が発表したMSCIコクサイ指数(配当込み、米ドルベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)を委託会社にて円ベースに換算したものです。

NOMURA-BPI(国債)は、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバルは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

(２) 投資リスクに関する管理体制

委託会社においては、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。



（平成30年12月末現在）

- ・ インベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果やマザーファンドが取ったリスクが妥当な水準であるか、およびマザーファンドの運用がその投資目標にしたがっているかを定期的にチェックし、必要があれば是正を求めます。また、投資ガイドラインの遵守状況の報告を受け、必要があれば是正を求めます。
- ・ コンプライアンス部門は、取引価格の妥当性、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。
- ・ リスク管理部門は、投資ガイドラインの遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。

その他のリスク管理

マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、投資資産の流動性が低下することにより投資資産の換金等が困難となる事態に備え、当ファンドにおける申込みおよび換金に伴う入出金を日々把握し、受益者による受益権の換金に極力影響が生じないように管理します。

＜当ファンドまたはマザーファンドにおいて行われることがある、投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引が、投資者の利益を害しないことを確保するための措置の詳細＞

委託会社が当ファンドまたはマザーファンドにおいて行うことがある、自己または第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引が、投資者の利益を害しないことを確保するための措置の詳細は以下のとおりです。

投資者の利益を害することとなる 潜在的なおそれのある取引の内容	投資者の利益を害しないことを確保するための措置
委託会社の関係会社である証券会社が引受けを行った有価証券のマザーファンドでの組入れ	関係会社である証券会社が引受けを行った有価証券の組入れにあたっては、社内規程等に基づき、原則として、関係会社である証券会社から購入せず、引受団に属する他の証券会社から購入することとしています。また、コンプライアンス部門は、組入れ後に組入れの事跡をモニタリングし、社内規程等に違反していないことを確認します。さらに、リスク管理部門が、組入銘柄が投資ガイドラインにおいて問題なく投資できるものであることを取引前・取引後においてモニタリングしています。

マザーファンドにおける有価証券取引等の、委託会社の関係会社である証券会社等に対する発注	社内規程等に基づき、各証券会社等の調査能力、売買執行能力等を考慮して、発注先として選定する証券会社等を定期的に見直します。株式については、前記で選定した証券会社への予定発注量も定期的に見直したうえで、リスク管理部門とインベストメント・ダイレクターが各証券会社への実際の発注量を定期的にモニタリングし、関係会社である証券会社に対し合理的な理由なく多量に発注されていないことを確認しています。株式以外については、関係会社であるかどうかに関わりなく、最良の取引条件となる証券会社等に発注しているかをコンプライアンス部門が確認しています。なお、マザーファンドが関係会社である証券会社に対し支払った売買委託手数料の額（手数料相当額が取引の価格に織り込まれているものを除きます。）は、当ファンドの運用報告書で開示されます。
マザーファンドにおいて保有もしくは取引する有価証券または当ファンドの受益権の、委託会社またはその関係会社の役員による売買等の取引	委託会社の役職員による有価証券の売買等の取引は、社内規程等に基づき原則としてコンプライアンス部門の事前承認を得ることが義務付けられており、利益相反をうかがわせる事実がないことが確認できた場合のみ承認がなされます。また、取引後にコンプライアンス部門が取引内容を精査し、役職員の取引の時期・銘柄が、マザーファンドにおいて取引されたものと重なる等の利益相反が生じていないことを確認します。
マザーファンドにおける有価証券取引等の発注と、委託会社が運用する他の運用資産における有価証券取引等の発注を、束ねて一括して発注すること（一括発注）	一括発注は、社内規程等に定める条件の下に行われ、その約定結果は社内規程等に基づき、発注のあった運用資産間で公平に配分します。コンプライアンス部門は、配分結果が社内規程等にしがたって公平になされたかどうかをモニタリングします。
マザーファンドの運用担当者（ポートフォリオ・マネジャー、アナリスト等）が贈答、茶菓の接待等を受けた、証券会社等に対するマザーファンドにおける有価証券等の発注、または有価証券の発行体の発行する有価証券のマザーファンドでの組入れ	委託会社の役職員が贈答、茶菓の接待等を受けた際は、原則として社内規程等に基づきその内容をコンプライアンス部門に報告する義務があります。コンプライアンス部門は、当該報告に基づき、贈答、茶菓の接待等を受けたことが、特定の証券会社等への取引の発注や特定の銘柄の有価証券の組入れにつながっていないことをモニタリングします。
委託会社またはその関係会社と取引関係のある有価証券の発行体が発行する有価証券にかかる議決権のマザーファンドにおける行使	マザーファンドで保有する有価証券にかかる議決権の行使は、社内規程等に基づいて、当ファンドの受益者の経済的利益に最も資するという原則の下に行われます。インベストメント・ダイレクターは、議決権行使の前にその内容が社内規程等に沿っているか確認します。
マザーファンドと、委託会社が運用する他の運用資産間において行う有価証券等の取引（クロス取引）	有価証券届出書提出日現在、社内規程等によりクロス取引は原則として禁止されています。今後、クロス取引を行う場合には、社内規程等を変更して投資者の利益を損ねることのない一定の条件を定め、当該条件を満たすクロス取引のみを行うこととし、当該条件の逸脱がないことをコンプライアンス部門がモニタリングする体制を構築する予定です。
委託会社による当ファンドの受益権の取得申込みおよび換金	委託会社による当ファンドの受益権の取得申込みおよび換金は、社内規程等に則り、取得申込みの目的および金額、受益権の保有期間、換金時期等について一定の制限を設けて、一般的な投資者の利益を害しないように行います。また、財務部門が、社内規程等にしがたって取得申込み等が行われていることをモニタリングします。

ＪＰモルガン・アセット・マネジメントにおける利益相反の開示について

委託会社を含むＪＰモルガン・アセット・マネジメントは、ファンド（ＪＰモルガン・アセット・マネジメントが設定、設立、運用等を行っている投資信託等のファンドをいい、当ファンドを含みます。以下この項において同じ。）と、ＪＰモルガン・アセット・マネジメントの間において利益相反が生じる可能性を認識しており、その内容は以下のとおりです。

ファンドへの投資には、いくつかの実際の利益相反または潜在的利益相反が伴います。たとえば、委託会社等のファンドの運用を担当する者（以下「アドバイザー」といいます。）やその関係会社（この項においてあわせて「ＪＰモルガン」といいます。）は、様々な異なるサービスをファンドに提供します。ファンドはＪＰモルガンに報酬を支払います。その結果、ＪＰモルガンには、ファンドとの取り決めをする動機があり、その動機とファンドの最良の利益とのバランスをとろうとして、ＪＰモルガンは利益相反に直面します。ＪＰモルガンは、他の顧客の投資顧問会社としてサービスを提供する場合も、利益相反に直面し、他の顧客のために、アドバイザーがファンドのために行った投資判断とは異なる投資判断を行ったり、あるいはアドバイザーがファンドのために行った投資判断にマイナスの影響を与えるような投資判断を行うことがあります。さらに、アドバイザーの関係会社は、幅広い各種サービスと金融商品を顧客に提供しており、ファンドが現に投資しているか、将来投資する可能性のある世界的な通貨、株式、商品、債券等の市場への主要な参加者です。ある場合においては、サービスや金融商品を顧客に提供することにより、これらの関係会社の活動は、ファンドにとっての不利益や制約となったり、これらの関係会社にとっては利益になったりします。アドバイザーは、ファンドのために有価証券を取引するアドバイザーの能力にマイナスの影響を及ぼす可能性のある、いわゆるインサイダー情報を入手することがあるかもしれません。ＪＰモルガンとファンドは、十分適切に利益相反を防止し、制限し、軽減できる方針と手順を採用しています。さらに、例外が適用されない限り、これらの利益相反を引き起こす活動の多くは、法律によって制限されており、禁止されています。利益相反の詳細については、後記「潜在的利益相反」をご覧ください。

潜在的利益相反

ＪＰモルガンは、多数の投資一任運用サービスおよび投資助言運用サービスならびに金融商品を、機関投資家顧客と個人投資家に提供しています。さらに、ＪＰモルガンは、幅広い各種サービスと金融商品をその顧客に提供する多角化された投資サービス提供会社であり、ファンドが現に投資しているか、今後投資する可能性のある、世界的な通貨、株式、商品、債券等の市場への主要な参加者です。投資者には、以下に記されている、ＪＰモルガンが投資運用サービスの運営にあたって直面することがある、潜在的および実際の利益相反を、慎重に確認していただく必要があります。ＪＰモルガンとファンドは、以下に述べる利益相反を防止し、制限し、軽減するように合理的に設計された方針と手順を採用しています。また、例外が適用されない限り、これらの利益相反を引き起こす行為の多くは法律によって制限されているか、または禁止されています。

この記載は、起きうる潜在的な利益相反の完全な列挙または説明ではなく、またそれを意図したものでもありません。

複数の顧客のための代理行為 一般に、複数の顧客に投資運用サービスを提供して、随時、異なる投資アドバイスを異なる顧客に提供する場合、アドバイザーは利益相反に直面します。たとえば、アドバイザーが運用する資産または口座（以下「他の口座」といいます。）が、ファンドが保有する有価証券と同じ有価証券を空売りする場合、空売りが当該有価証券の市場価格が下がる原因となれば、アドバイザーは空売りを行った他の口座のためにファンドの運用成果を害したとみなされることがあります。さらに、一つ以上の他の口座が、ファンドが投資している金融商品または有価証券の発行体が発行する、別の種類の金融商品または有価証券に投資する場合、利益相反が起こることがあります。ある状況では、ファンドが投資している発行体について、他の口座においては異なる投資目的があったり、または権利を求めたり実行する可能性があり、これらの活動がファンドに悪い影響を与える可能性があります。たとえば、ファンドがある発行体の債券を保有し、他の口座が同じ発行体の株式を保有する場合に、その発行者が財務上または営業上の難局を経験したときは、ファンド（債券を保有する）は発行体の清算を求めるかもしれませんが、他方で他の口座（株式を保有する）は発行体の再建を選択するかもしれません。そのうえ、ファンドが投資する発行体は、ファンドからの投資資金を、ＪＰモルガンまたは他の口座に対する債務の返済につながる結果になる、借換や資本構成の再編成を行うために使うかもしれません。そのような借換または再編成の後、当該発行体の業績が向上しなければ、ファンドの運用成績は影響を受けますが、他の口座はもはや当該発行体に対し投資していないので、運用成績に影響がありません。利益相反は、破たんする発行体については大きなものとなります。債務超過、破産、再編または類似した手続きに関連して、ＪＰモルガンまたは他の口座が保有する他の権利や行動または立場によって、ファンドが取ることができる立場または行動が（適用される法、法廷その他によって）制限されることがあります。

他の口座が保有するポジション（持ち高）により、ファンドが保有するポジションの価値や価格が希薄化したり、ファンドが保有するポジションと関連した投資戦略の効果が薄れてしまったり、あるいはそのような価値、価格または投資戦略にマイナスの影響を及ぼすこともあります。たとえば、このような状況は、ファンドのための投資判断が、アドバイザーが異なる投資戦略に従う他の口座のために行う、またはアドバイザーの関係会社はその顧客の口座のために行うポートフォリオにおける投資決定のためにも使用される、企業調査等の情報に基づいて行われる場合に生じることがあります。他の口座またはアドバイザーの関係会社が運用する口座が、ファンドのためのポートフォリオにおける投資決定または戦略と類似した、ポートフォリオにおける投資決定または戦略を先だってまたは同時に実行する場合、（ポートフォリオにおける投資決定が同じ企業調査の分析またはその他の情報から由来する否かを問わず）、市場への影響、流動性の制約または他の要因によりファンドにとって不利な投資結果となる可能性があり、そして、そのようなポートフォリオにおける投資決定または戦略を実行する費用は増える可能性があり、あるいはそれ以外にファンドにとって不利な結果となる可能性があります。

ファンドに適切である投資機会は他の口座にとっても適切である場合があり、ファンドが望むとおり、それらの投資の配分を全てまたは一部分受けられるという保証はありません。アドバイザーは、成功報酬またはより高い運用報酬を支払い、かつファンドと同一または類似の運用戦略を採用するかまたはファンドとほぼ同様の資産に投資する他の口座を運用しているため、そのことがアドバイザーが（例えば、有価証券の取引にあたって）より高い報酬を支払う可能性のある口座を有利に扱う動機となる場合があります。

また、ＪＰモルガン、その取締役、役員または従業員も、自身の口座またはＪＰモルガンの自己勘定において、有価証券の売買等の取引をすることができます。ＪＰモルガンは、自己の裁量の範囲内で、顧客口座のために行ったものと（時点または投資決定もしくは行動の性質を含め）異なる投資決定や投資行動を、自己の勘定について行うことができます。さらに、アドバイザーは、ＪＰモルガンまたはその従業員が自己の口座、アドバイザーの自己勘定口座、アドバイザーの関係会社の自己勘定口座、またはアドバイザーの関係会社の顧客口座のために売買した有価証券と同一のものを、アドバイザーの顧客口座のために売買する義務を負いません。ＪＰモルガンとその取締役、役員および従業員は、自身の口座または自己勘定にとって有利となる、収入を得る等の動機があるため、利益相反に直面します。

一部のファンド・オブ・ファンズのポートフォリオ・マネージャーは、ファンド・オブ・ファンズと類似の運用戦略を採用する単独運用の口座のポートフォリオ・マネージャーであるため、当該ファンド・オブ・ファンズの投資対象ファンドの保有資産の状況を知り、また当該投資対象ファンドの投資戦略および投資手法についての知識を有することがあります。したがって、そのようなポートフォリオ・マネージャーは、投資先ファンドへの投資配分のタイミングおよび金額の決定、ならびに投資先ファンドの選択にあたって、利益相反に直面します。また、ＪＰモルガンは、ある手数料を免除する場合、その免除により運用成績が向上する場合に、利益相反に直面します。

複数の業務機能での行為 ＪＰモルガンは、幅広い各種サービスと金融商品とその顧客に提供する多角化された投資サービス提供会社であり、ファンドが現に投資しているか、投資する可能性がある、世界的な通貨、株式、商品、債券等の市場への主要な参加者です。ＪＰモルガンには通常これらの活動により報酬を得ることができますが、ファンドはそのような報酬を得ることはできません。サービスと金融商品をファンド以外の顧客に提供する際に、ＪＰモルガンは、一方でファンドのために推奨したり実施したことと、他方でＪＰモルガンの他の顧客のために推奨したり実施したことに関し、随時利益相反に直面します。たとえば、ＪＰモルガンは、多数の米国内外の人々および政府と、銀行業務およびその他の金融・アドバイ業務にかかる関係があり、そのような関係をさらに発展させようと努めています。ＪＰモルガンはまた、世界中で企業の潜在的な買い手と売り手に対し、アドバイスの提供・代理を行っています。ファンドは、ＪＰモルガンが代理するまたはＪＰモルガンと銀行業務もしくはその他の金融業務の関係がある企業に、投資しているか投資しようとすることがあります。また、ＪＰモルガンのある顧客は、ファンドを含むＪＰモルガンが利害関係を持つ法人等に投資することがあります。その顧客にサービスを提供する際に、ＪＰモルガンは、ファンドまたはファンドにおける投資と競争関係にあるか、さもなければ悪影響を与える行動を推奨することがあります。そのような関係がファンドが特定の取引を行うのを妨げることがあり、ファンドにおける投資の柔軟性を阻害することもあることも、ご理解いただく必要があります。

ＪＰモルガンは、ファンドに対して投資運用、資産保管、管理、会計処理、受益者管理その他のサービスを提供することにより補助的利益を得ており、そのようなサービスをファンドに提供することは、様々な関係者とＪＰモルガンの関係を強化し、さらなる事業開発を容易にし、ＪＰモルガンがさらなるビジネスを得て追加の収益を生み出すことを可能とする可能性があります。

ファンドに悪影響を与える参加 ＪＰモルガンがある市場へ参加することにより、または特定の顧客のためのＪＰモルガンの行動により、ファンドが当該市場で取引することが制限され、ＪＰモルガンは関係する利益に関して利益相反に直面することがあります。たとえば、ファンドと別のＪＰモルガンの顧客がそれぞれ、ある発行体の資本構成の異なる部分に投資する場合、債務処理の過程で「債務不履行事由（イベント・オブ・デフォルト）」を引き起こすべきかどうか、または、投資からどのように離脱するかの決定は、利益相反となることがあります。前記「複数の顧客のための代理行為」もご参照ください。

優遇措置 アドバイザーは、特定のファンドまたは他の口座に関して、他のファンドに関して受領するよりも多くの報酬を受領することがあり、または特定の口座における運用成績が一部分反映して算出される報酬を受領することがあります。このことは、それらの口座を有利に取り扱う動機をアドバイザーとそのポートフォリオ・マネージャーに提供することとなり、利益相反を生じます。実際のまたは潜在的な利益相反は、ポートフォリオ・マネージャーが複数の口座またはファンドに運用責任を持っている場合にも生じ、例えばそれぞれのファンドまたは口座の運用に向ける時間や注意が不平等になることがあります。

発注の配分と一括 潜在的利益相反は、有価証券取引の発注の一括や、有価証券取引または投資機会の配分にあたっても生じます。ＪＰモルガンには、取引または投資する機会を特定の口座またはファンドに割り当てようとする動機があるため、一括発注された取引の配分（特に流通量が限られているために部分的にしか約定が成立しなかった場合）、および投資する機会の配分においては、潜在的な利益相反が生じます。たとえば、ＪＰモルガンには、その運用する口座を有価証券の公募に参加させる動機がありますが、それは当該参加によりＪＰモルガンへの当該公募における有価証券の全体的な配分を増やすこととなり得るためです。また、ＪＰモルガンがあるファンド・オブ・ファンズの運用を行うと共にその投資先ファンドも運用する場合、ファンド・オブ・ファンズの資産を投資先ファンドに配分するときには、ある種の潜在的利益相反に直面します。たとえば、ＪＰモルガンには、ファンド・オブ・ファンズの資産を、新しい投資先ファンドの設定時の当初資金とするために配分したり、または規模の小さい投資先ファンドであってＪＰモルガンに高い報酬を支払ってくれるもの、もしくはＪＰモルガンが設定時の当初資金を拠出しているものに配分する動機があります。

総合的持ち高限度 潜在的利益相反は、法律、規制、契約、内部方針等によってＪＰモルガンに課せられた投資規制のため、ＪＰモルガンが有価証券または他の金融商品のグループ全体での投資における持ち高制限を遵守する場合にも生じます。当該制限により、たとえ他の条件ではある有価証券または金融商品があるファンドの投資目的に適合していたとしても、そのファンドは当該有価証券または金融商品を購入できず、または将来購入できないこととなることがあります。たとえば、特定の種類の有価証券に対する関係会社である投資家による投資額合計に対する制限があり、当該制限は追加的な規制当局または社内の許可手続きなしには越えることができません。また、ファンドによるオプションの引き受けについての制限もあり、当該制限はアドバイザーが他の投資運用顧客のために引き受けるオプションの数量によって生じます。ある総所有基準額に達したり、またはある取引を行うことによって、ファンドが投資対象を購入もしくは売却し、または権利を行使し商取引を行うことは制限されます。

ソフトダラー アドバイザーは、統計情報の提供やその他の企業調査サービスの利用に対し、有価証券仲介取引により生じる手数料（いわゆる「ソフトダラー」）を特定のブローカーに支払う場合があります。統計情報やその他の企業調査は、ファンドのみでなくアドバイザーの他の顧客のために使われることがあり、また当該手数料を生じさせた口座以外の口座の運用に関連して使われることもあるので、アドバイザーは利益相反に直面します。

加えて、アドバイザーが統計情報やその他の企業調査サービスを入手するために、顧客口座から生じる売買委託手数料を使用する場合、アドバイザーは自分自身で当該統計情報やその他の企業調査サービスのために費用を捻出して支払う必要がないので、メリットを享受します。その結果、アドバイザーは、取引執行のために最低の費用とする目的ではなく、統計情報やその他の企業調査サービスを得るために、特定のブローカーを選択する動機を持つことがあります。

一部解約 ＪＰモルガンは、あるファンドに対し、自己資金で大きな資金拠出をしていることがあります。そのようなファンドにおいて、ＪＰモルガンが一部解約をなすべきか、またいつ一部解約をすべきかを決定するにあたり、ファンドおよび他の受益者に対する一部解約の影響を検討するとき、ＪＰモルガンは利益相反に直面します。ＪＰモルガンによるファンドの大規模な一部解約は、ファンドが（当該一部解約がなければ売却する必要のなかった）保有有価証券の売却をすることにつながり、キャピタル・ゲインの実現を加速し、取引費用が増えるという結果となるおそれがあります。大規模な一部解約は、ファンドの資産を大幅に減らすことがあり、流動性の減少と、（費用負担の上限が適用されるものの）費用負担率の上昇を引き起こします。

関係会社との取引 ファンドが他のファンドとまたはＪＰモルガンと、仕切売買または委託売買取引を行う場合、ファンドは利益相反の対象となります。

法律により許される範囲で、ファンドは、ＪＰモルガンと、ＪＰモルガンが自己勘定で自身のために行う取引（仕切売買取引）を行うことができ、ＪＰモルガンが取引の売り手・買い手の両当事者にアドバイスしつつ両当事者に対するブローカーとなる取引（クロス取引）を行うことができ、またＪＰモルガンが手数料を受け取る取引（委託売買取引）を行うことができます。仕切売買取引および委託売買取引は、ＪＰモルガンのみが単独で取引することにつながります。ファンドのために仕切売買または委託売買取引を行う場合、当該取引はＪＰモルガンに追加の報酬をもたらすため、ＪＰモルガンは利益相反に直面します。ＪＰモルガンは、これらの取引にかかわる関係者に対して、忠実義務と責任の分担が矛盾する関係になる可能性のある利益相反に直面します。

そのうえ、アドバイザーの関係会社は、電子コミュニケーション・ネットワークと代替トレーディング・システム（以下、あわせて「ＥＣＮ」といいます。）に直接的または間接的な利害関係を有します。アドバイザーは、最良執行を追及するという信託義務に従って、アドバイザーの関係会社が利害関係を持つかまたは持つ可能性のあるＥＣＮを通じて、顧客のための取引を執行することがあります。このような場合、アドバイザーの関係会社は、ＥＣＮが請求する取引手数料を、ＥＣＮに対する出資割合に応じて間接的に得ることになります。

ＪＰモルガンがメンバーに含まれる有価証券の引受シンジケートが存在するときに、ファンドがその有価証券を購入する場合、ＪＰモルガンは利益相反に直面することとなります。それは、ＪＰモルガンは通常シンジケートにサービスを提供することにより手数料を受領し、場合によっては、ファンドが有価証券を購入する結果として、ＪＰモルガンが直接または間接的に金融取引上の義務から解放されることがあるからです。

関係会社である業務提供者 ファンドがＪＰモルガンの関係会社である業務提供者を使用する場合、ＪＰモルガンは利益相反に直面します。それは、関係会社を使用することで、ＪＰモルガンは全体としてより多額の手数料を受領することとなるからです。関係会社は、ファンドから報酬を得て、投資運用、資産保管、管理、会計処理および受益者管理サービスをファンドに対し提供します。同様に、アドバイザーがファンドのために融資枠を使用するまたは融資枠の条件を交渉すると決定した場合に、当該融資枠が関係会社によって提供されると、アドバイザーは利益相反に直面します。また、アドバイザーは、ＪＰモルガンが運営するファンド・オブ・ファンズのために、その投資先となるアクティブ運用のファンドを選ぶ際には、ＪＰモルガン・グループ内のものからのみ選択することとなります。たとえ、当該ファンド・オブ・ファンズにとってより適切である可能性があり、または優れた収益を上げている、グループ関係にはない投資先ファンドがあったとしても、アドバイザーは、グループ関係にはない投資先ファンドで利用可能なものについて、検討や調査はしません。サービスをファンドに提供するＪＰモルガンの関係会社は、ファンドがＪＰモルガンが運営するファンド・オブ・ファンズの投資先ファンドに含まれる場合、更に報酬を得ることにより利益を得ることとなります。

議決権行使 アドバイザーがファンドが保有する有価証券について議決権を行使する場合、潜在的利益相反が生じることがあります。議決権行使が、（ＪＰモルガンの持株会社である）ＪＰモルガン・チェース・アンド・カンパニーの株式またはファンドの受益権について行われる場合、あるいは議決権行使についての管理者が、当該議決権行使にかかる議案について、ＪＰモルガンの関係会社が投資銀行として関与しているかまたは公正意見書を提供していることを表明している場合、利益相反が存在するとみなされます。そのような利益相反が確認される場合、議決権行使は、独立した第三者によって、アドバイザーの議決権行使ガイドラインに従うか、当該第三者自身のガイドラインを使用して、行使されます。アドバイザーがファンドの資産を、アドバイザーの顧客でもある企業の有価証券に投資する場合、またはアドバイザーまたはその関係会社と重要な取引関係がある企業の有価証券に投資する場合で、当該企業の経営陣に反対する議決権行使が当該企業とアドバイザーまたはその関係会社との取引関係を損ねるか影響する可能性があるとき、潜在的利益相反が起きることがあります。

融資 ＪＰモルガンは、ファンド間の融資またはＪＰモルガン・チェース銀行が提供する与信枠に関して利益相反に直面します。そのような融資や与信枠の提供は、ＪＰモルガンが１つのファンドの利益またはＪＰモルガン自身の利益を、他のファンドの利益より優先した場合、貸し手または借り手となるファンドを害することがあります。ファンドが有価証券貸出取引を実施する場合、アドバイザーの関係会社が有価証券貸出において業務提供者の役割を担う場合、あるいは有価証券貸出取引の一環で報酬を受領する場合、アドバイザーは利益相反に直面します。

個人の取引 ＪＰモルガンとその取締役、役員、代理人または従業員のいずれかが、自身の口座で有価証券取引を行った場合、利益相反に直面します。それは、ファンドが取引するものと同じ有価証券を取引することで利益を得る可能性があり、それによりファンドには不利な影響を引き起こすことがあるからです。

評価 アドバイザーは、ファンドの資産評価方針に従ってファンド内の有価証券と資産を評価します。アドバイザーは、場合によっては、その関係会社が同様の資産について行った評価とは異なる評価をすることがあります。その理由には、当該関係会社が、アドバイザーとは共有しない評価技法・モデル等に関する情報を持っていることが含まれます。このようなことは、特に、市場の相場が容易に入手できない、または市場相場が値付け時の価値を表していない（例えば新興企業のもの）有価証券その他の資産について、公正価値の算出を行った場合に生じます。アドバイザーが運用会社等として受領する報酬金額に影響を与えるため、アドバイザーは資産の評価に際しても利益相反に直面します。

情報アクセス ＪＰモルガンの様々な他の事業の結果、関係会社は随時、ある市場と投資に関する情報を入手することがあります。当該情報は、アドバイザーが知ったとしたら、ファンドが保有する投資資産を処分、保持または追加するようになるようなものであり、またはファンドのために持ち高を持ちたくなるようなものです。しかし、ＪＰモルガン内部の情報隔壁により、それがファンドの運用に関係するとしても、アドバイザーはそのような情報に触れることを制限されます。そのような関係会社は、アドバイザーが利用できない情報に基づいても、ファンドとは異なる形で取引することができます。

アドバイザーが有価証券の発行体に関していわゆるインサイダー情報を入手するか、入手したとみなされた場合、当該情報が公開されるか重要とはみなされなくなるまで、アドバイザーはその発行体の有価証券を、ファンドを含む顧客のために購入・売却することを制限されます。（そのような発行体には、ファンド・オブ・ファンズの投資先ファンドを含むことがあります。）

贈答・接待 アドバイザーの従業員は、時折、顧客、ブローカー等の仲介者またはファンドもしくはアドバイザーの業務提供者から、贈答・接待を受けることがあります。そのような贈答・接待は、アドバイザーの従業員の判断または従業員が業務を行う方法に影響を及ぼし、または影響を及ぼすことがあると見られる可能性があります。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.24%（税抜3.0%）が上限となっています。

申込手数料^{*}の詳細（具体的な手数料率、徴収時期、徴収方法）については、販売会社にお問い合わせください。

^{*} 購入時における当ファンド・投資環境についての説明・情報提供、事務手続き等の対価として、販売会社に支払われます。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03 - 6736 - 2350（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp/>

当ファンドによるマザーファンドの受益証券の取得申込時に、申込手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

当ファンドの受益権の換金時に、換金手数料はかかりません。

当ファンドによるマザーファンドの受益証券の換金時に、換金手数料はかかりません。

（３）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に対し年率1.836%（税抜1.70%）を乗じて得た額とします。

委託会社は、収受した信託報酬から販売会社に対し、委託会社が販売会社に委託した業務に対する報酬を支払います。その結果、実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

信託報酬の配分 (純資産総額に対し)	販売会社毎の 取扱純資産残高	委託会社	販売会社	受託会社
	100億円以下の部分	年率0.918% (税抜0.85%)	年率0.810% (税抜0.75%)	年率0.108% (税抜0.10%)
	100億円超200億円以下の部分	年率0.810% (税抜0.75%)	年率0.918% (税抜0.85%)	
	200億円超の部分	年率0.756% (税抜0.70%)	年率0.972% (税抜0.90%)	
		投資判断、受託会社に対する指図等の運用業務、目論見書、運用報告書等の開示資料作成業務、基準価額の計算業務、およびこれらに付随する業務の対価	受益者の口座管理業務、収益分配金・換金代金・償還金の支払い業務、交付運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務、およびこれらに付随する業務の対価	信託財産の記帳・保管・管理業務、委託会社からの指図の執行業務、信託財産の計算業務、およびこれらに付随する業務の対価

(注)「販売会社毎の取扱純資産残高」とは、ある販売会社における全ての顧客口座で管理している当ファンドの受益権の時価残高を合計したものをいいます。なお、当該販売会社毎の取扱純資産残高に応じた配分は、委託会社との間で当該配分を適用する旨を合意した特定の販売会社に関してのみ適用します。適用しない場合、100億円以下の部分での配分で全て配分されます。

信託報酬は、毎日費用計上し、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に信託財産中から支弁されます。

マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

(4) 【その他の手数料等】

(イ) 以下の費用等を信託財産で負担します。

有価証券取引、先物取引およびオプション取引にかかる費用（売買委託手数料）^{*}ならびに外国為替取引（外貨建資産に投資した場合のみ）にかかる費用^{*}が実費でかかります。なお、手数料相当額が取引の価格に織り込まれていることがあります。また、当該費用にかかる消費税等に相当する金額がある場合それも含みます。

^{*} 当該取引等の仲介業務およびこれに付随する業務の対価として証券会社等に支払われます。

外貨建資産に投資した場合には、外貨建資産の保管費用^{*}が実費でかかります。

^{*} 当該資産の保管業務の対価として受託会社の委託先である保管銀行等に支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用（これにかかる消費税等に相当する金額を含みます。）、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息が実費でかかります。

投資信託もしくは外国投資信託の受益証券、投資証券、または外国投資証券（ＲＥＩＴを含み、以下総称して「投資信託証券」といいます。）に投資する場合には、当該投資信託証券にかかる投資信託、外国投資信託、投資法人または外国投資法人内において発生する、以下ののような費用が間接的に当ファンドの負担となります。

(a) 運用報酬

(b) 運用に付随して発生する費用

(c) 法人の運営のための各種の費用（投資法人および外国投資法人のみ）

投資信託証券の銘柄によってはこれら以外の費用がかかる場合があります。

マザーファンドにおいても、前記 から までの費用等を負担します。

（イ）に記載される費用等は、当ファンドおよびマザーファンドの運用状況、保有銘柄、投資比率等により変動し、事前に確定しておらず、また、銘柄ごとに種類、金額および算出方法が異なり、費用等の概要を適切に記載することが困難なことから、具体的な種類、金額および計算方法を記載していません。さらに、（イ）に記載される費用等の合計額は、受益者が当ファンドの受益権を保有する期間その他の要因により変動し、表示することができないことから、記載していません。当該費用等は、認識された時点で、当ファンドおよびマザーファンドの計理基準にしたがい信託財産に計上されます。当該費用等は、当ファンドにおいて間接的にご負担いただきます。

（ロ）当ファンドに関し委託会社が行う事務にかかる諸費用（監査費用および委託会社が第三者に当該事務を委託する場合の委託費用を含みます。）ならびにこれにかかる消費税等に相当する金額（以下「委託会社事務費用」といいます。）については、受益者の負担とすることができ、負担とする場合には信託財産中から支弁します。なお、委託会社事務費用には、マザーファンドに関し委託会社が行う事務にかかる諸費用のうちマザーファンドの信託財産中から支弁されていないものであって、委託会社が当ファンドに関連して生じたと合理的な根拠をもって認めるものを含みます。

（ハ）委託会社は、委託会社事務費用のうち監査費用^{*}については、その支払いを信託財産のために行い、当該支払いに対し実費相当額の支弁を信託財産から受ける方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.0216%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間324万円（税抜300万円）を上限とします。）を監査費用とみなし、その支弁を信託財産中から受けるものとします。

^{*} 信託財産の財務諸表の監査業務の対価として監査法人に支払われます。

（ニ）委託会社は、以下に掲げる委託会社事務費用については、その支払いを信託財産のために行い、当該支払いに対し実費相当額の支弁を信託財産から受ける方法に代えて、信託財産の純資産総額に一定の率（以下「みなし事務費用率」といいます。）を乗じて得た額を当該委託会社事務費用とみなし、その支弁を信託財産中から受けるものとします。

目論見書の作成・印刷・交付にかかる費用

有価証券届出書、有価証券報告書その他の金融商品取引法に基づく開示書類（前記 に掲げるものを除きます。）の作成・印刷・提出にかかる費用

運用報告書その他の当ファンドの内容にかかる開示または報告を行う資料（前記 ・ に掲げるものを除きます。）の作成・印刷・交付にかかる費用

振替受益権の管理および振替機関等の利用に伴い生じる手数料その他の費用

当ファンドにかかる計理事務（追加信託および一部解約の処理、運用の指図に伴う取引約定の処理、基準価額の算出、計算期間終了時における決算処理等）ならびにこれに付随する事務（法定帳簿の管理等）にかかる費用

なお、みなし事務費用率は、前記 から までに掲げる費用を合理的に見積もったうえで、委託会社があらかじめ定めた合理的な基準により決定するものとします。ただし、年率0.0864%（税抜0.08%）を上限とします。

（ホ）委託会社は、前記（ハ）および（ニ）の支弁を、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日以降に、信託財産中から受けるものとします。委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成31年１月末現在適用されるものです。

個別元本について

追加型の株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一販売会社であっても、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合にはそれぞれ別個に、個別元本が計算される場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「収益分配金の課税について」をご参照ください。）。

収益分配金の課税について

追加型の株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。また、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

法人、個人別の課税の取扱いについて

（ａ）個人の受益者に対する課税

（イ）収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得となり、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）^{*}となります。なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、源泉徴収による申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行い、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除の適用あり）のいずれかを選択することもできます。

^{*} 2037年12月31日までの税率です。

（ロ）一部解約時・償還時

解約価額および償還価額から取得費^{*1}を控除した差益は譲渡所得等として、申告分離課税となり、確定申告を行うことが必要となります。税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）^{*2}となります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります（損益通算については後記「（ハ）損益通算について」をご参照ください。）。

前記にかかわらず、販売会社において源泉徴収ありの特定口座をご利用の場合確定申告は不要となり、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）^{*2}の税率で源泉徴収されます。

*1 「取得費」とは、個別元本に申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を加算した額をいいます。

*2 2037年12月31日までの税率です。

（ハ）損益通算について

公募株式投資信託^{*1}（当ファンドを含みます。以下同じ。）の配当所得および譲渡所得、ならびにその他の上場株式等^{*2}の利子所得、配当所得および譲渡所得の各所得間において損益通算が可能です。また、ある年における損益通算の結果、譲渡益等から控除しきれない損失がある場合は、その翌年以降3年間当該損失を繰越して、同様の損益通算において控除の対象とすることができます。損益通算の条件等については、税務専門家（税務署等）または販売会社にご確認ください。

*1 「公募株式投資信託」とは、不特定多数の投資者を対象に販売することを目的として設定され、信託約款上において債券以外の組入れが可能である投資信託をいいます。

*2 「上場株式等」とは、上場株式、上場特定株式投資信託（ETF）、上場特定不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託ならびに特定公社債および公募公社債投資信託等をいいます。詳しくは税務専門家（税務署等）にお問い合わせください。

（ニ）少額投資非課税制度について

公募株式投資信託は、税法上の少額投資非課税制度である「NISA」および「ジュニアNISA」の適用対象です。毎年、NISAをご利用の場合は年間120万円の範囲で、またジュニアNISAをご利用の場合は年間80万円の範囲で、新たに取得した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、その年の1月1日現在、NISAをご利用の場合は満20歳以上の方、ジュニアNISAをご利用の場合は満20歳未満の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、少額投資非課税制度をご利用の場合、非課税口座で生じた配当所得および譲渡所得を、非課税口座以外で生じた配当所得および譲渡所得と損益通算することはできません。詳しくは販売会社にご確認ください。

（b）法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）^{*}の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。また、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。益金不算入制度は適用されません。

* 2037年12月31日までの税率です。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家（税務署等）に確認することをお勧めします。

5【運用状況】

(1) 【投資状況】

(平成31年1月10日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	93,158,586,297	100.14
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	129,911,952	0.14
合計(純資産総額)		93,028,674,345	100.00

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。投資比率は四捨五入です。
親投資信託は、全て「G I Mザ・ジャパン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」です（以下同じ）。

(参考) G I Mザ・ジャパン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

(平成31年1月10日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	167,757,122,690	97.73
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	3,903,330,195	2.27
合計(純資産総額)		171,660,452,885	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。投資比率は四捨五入です。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成31年1月10日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	G I Mザ・ジャパン・マザーファン ド（適格機関投資家専用）	29,820,290,108	3.3439	99,718,733,914	3.1240	93,158,586,297	100.14

（参考）ＧＩＭザ・ジャパン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成31年１月10日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	株式数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	ソニー	電気機器	1,574,600	5,855.00	9,219,283,000	5,246.00	8,260,351,600	4.81
2	日本	株式	アンリツ	電気機器	5,519,200	1,670.00	9,217,064,000	1,494.00	8,245,684,800	4.80
3	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	960,300	8,496.00	8,158,708,800	7,589.00	7,287,716,700	4.25
4	日本	株式	ローム	電気機器	1,010,300	7,200.00	7,274,160,000	6,970.00	7,041,791,000	4.10
5	日本	株式	ペプチドリーム	医薬品	1,507,900	4,695.00	7,079,590,500	4,520.00	6,815,708,000	3.97
6	日本	株式	熊谷組	建設業	1,944,200	3,410.00	6,629,722,000	3,410.00	6,629,722,000	3.86
7	日本	株式	村田製作所	電気機器	480,900	16,050.00	7,718,445,000	13,655.00	6,566,689,500	3.83
8	日本	株式	りそなホールディングス	銀行業	10,848,700	552.10	5,989,567,270	545.70	5,920,135,590	3.45
9	日本	株式	トクヤマ	化学	2,400,400	2,635.00	6,325,054,000	2,461.00	5,907,384,400	3.44
10	日本	株式	ＳＢＩホールディングス	証券、商品先 物取引業	2,677,200	2,368.00	6,339,609,600	2,204.00	5,900,548,800	3.44
11	日本	株式	古河電気工業	非鉄金属	1,934,700	2,859.00	5,531,307,300	2,880.00	5,571,936,000	3.25
12	日本	株式	三井住友建設	建設業	7,919,100	670.00	5,305,797,000	666.00	5,274,120,600	3.07
13	日本	株式	マネックスグループ	証券、商品先 物取引業	13,112,800	382.00	5,009,089,600	383.00	5,022,202,400	2.93
14	日本	株式	ＳＵＭＣＯ	金属製品	3,930,600	1,384.00	5,439,950,400	1,257.00	4,940,764,200	2.88
15	日本	株式	東京都競馬	サービス業	1,761,100	2,996.00	5,276,255,600	2,713.00	4,777,864,300	2.78
16	日本	株式	ヘリオス	医薬品	2,440,900	1,700.00	4,149,530,000	1,896.00	4,627,946,400	2.70
17	日本	株式	サンバイオ	医薬品	446,800	8,830.00	3,945,244,000	10,180.00	4,548,424,000	2.65
18	日本	株式	アルバック	電気機器	1,134,400	3,440.00	3,902,336,000	3,300.00	3,743,520,000	2.18
19	日本	株式	太陽誘電	電気機器	2,477,500	1,839.00	4,556,122,500	1,509.00	3,738,547,500	2.18
20	日本	株式	ティーケーピー	不動産業	1,000,600	4,205.00	4,207,523,000	3,565.00	3,567,139,000	2.08
21	日本	株式	ＳＨＩＦＴ	情報・通信業	924,200	3,760.00	3,474,992,000	3,720.00	3,438,024,000	2.00
22	日本	株式	ノーリツ鋼機	精密機器	2,139,800	1,789.00	3,828,102,200	1,546.00	3,308,130,800	1.93
23	日本	株式	日本トリム	電気機器	512,000	5,929.99	3,036,156,419	5,830.00	2,984,960,000	1.74
24	日本	株式	任天堂	その他製品	97,000	31,970.00	3,101,090,000	29,795.00	2,890,115,000	1.68
25	日本	株式	アドベンチャー	サービス業	436,400	9,240.00	4,032,336,000	6,310.00	2,753,684,000	1.60
26	日本	株式	ラクスル	情報・通信業	988,500	2,864.00	2,831,064,000	2,772.00	2,740,122,000	1.60
27	日本	株式	ＬＩＦＵＬＬ	サービス業	3,590,700	775.00	2,782,792,500	744.00	2,671,480,800	1.56
28	日本	株式	ソフトバンク・テクノロ ジー	情報・通信業	1,324,800	1,911.00	2,531,692,800	1,765.00	2,338,272,000	1.36
29	日本	株式	ＯＳＪＢホールディングス	建設業	7,423,200	328.00	2,434,809,600	301.00	2,234,383,200	1.30
30	日本	株式	メルカリ	情報・通信業	1,061,300	2,478.00	2,629,901,400	2,011.00	2,134,274,300	1.24

種類別および業種別投資比率

（平成31年１月10日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.14

（参考）G I Mザ・ジャパン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成31年１月10日現在）

種類	国内 / 外国	業種	投資比率（ % ）
株式	国内	建設業	9.90
		化学	4.20
		医薬品	9.64
		ガラス・土石製品	0.95
		非鉄金属	3.25
		金属製品	4.62
		機械	2.05
		電気機器	24.41
		精密機器	1.93
		その他製品	2.72
		情報・通信業	13.61
		卸売業	0.77
		小売業	0.73
		銀行業	3.45
		証券、商品先物取引業	6.36
		不動産業	2.21
		サービス業	6.93
合計			97.73

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成31年 1 月10日および同日前 1 年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1 口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1 口当たり 純資産額 (円) (分配付)
第 1 特定期間末	(平成29年12月14日)	33,911	34,873	1.0573	1.0873
第 2 特定期間末	(平成30年 6 月14日)	126,454	126,454	1.0451	1.0451
第 3 特定期間末	(平成30年12月14日)	101,938	101,938	0.8270	0.8270
	平成30年 1 月末日	73,385	-	1.1578	-
	平成30年 2 月末日	81,959	-	1.1282	-
	平成30年 3 月末日	96,178	-	1.0644	-
	平成30年 4 月末日	110,451	-	1.0482	-
	平成30年 5 月末日	122,423	-	1.0368	-
	平成30年 6 月末日	123,758	-	1.0031	-
	平成30年 7 月末日	129,052	-	1.0331	-
	平成30年 8 月末日	131,745	-	1.0378	-
	平成30年 9 月末日	129,680	-	1.0159	-
	平成30年10月末日	111,195	-	0.8759	-
	平成30年11月末日	113,695	-	0.9100	-
	平成30年12月末日	91,689	-	0.7595	-
	平成31年 1 月10日	93,028	-	0.7712	-

【分配の推移】

期	１口当たり分配金（円）
第１特定期間	0.0300
第２特定期間	0.0550
第３特定期間	0.0000

【収益率の推移】

期	収益率（％）
第１特定期間	8.73
第２特定期間	4.05
第３特定期間	20.87

（注）収益率とは特定期間末の基準価額（分配落）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落）（以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額に特定期間中の分配金累計額を加算して得た額を前特定期間末基準価額で除したものです。

（４）【設定及び解約の実績】

下記特定期間中の設定および解約の実績ならびに当該特定期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	残存口数（口）
第１特定期間	32,357,599,125	284,435,618	32,073,163,507
第２特定期間	92,024,984,104	3,095,298,469	121,002,849,142
第３特定期間	11,284,383,491	9,028,939,274	123,258,293,359

（注１）第１特定期間の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

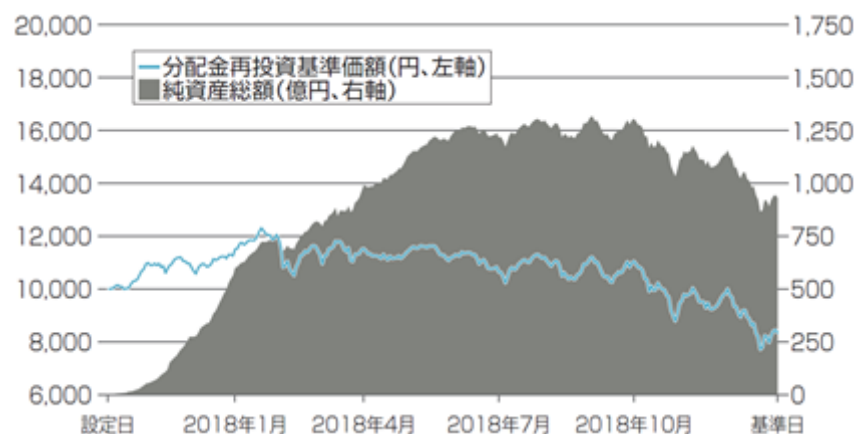
（注２）設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

<参考情報>

最新の運用実績は、委託会社ホームページ（<http://www.jpmorganasset.co.jp/>）、または販売会社でご確認いただけます。
過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2019年1月10日	設定日	2017年10月10日
純資産総額	930億円	決算回数	年4回

基準価額・純資産の推移



* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。

* 分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

期	年月	円
1期	2017年12月	300
2期	2018年3月	550
3期	2018年6月	0
4期	2018年9月	0
5期	2018年12月	0
	設定来累計	850

* 分配金は税引前1万口当たりの金額です。

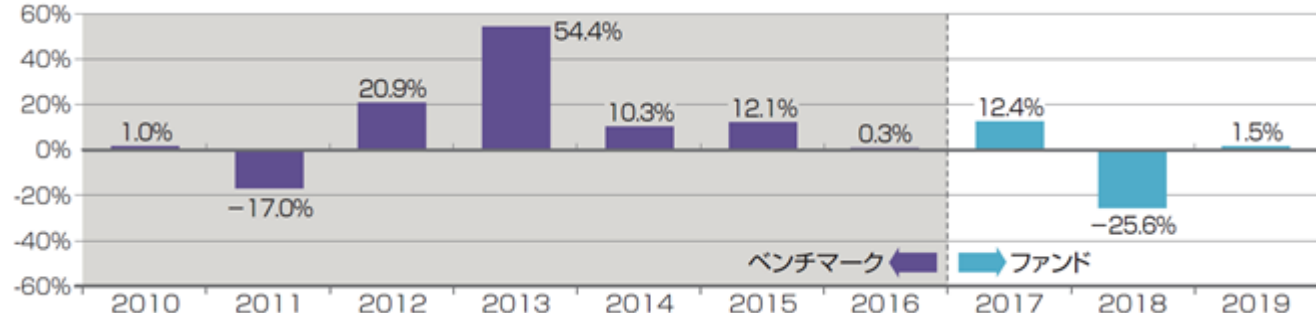
組入上位銘柄

順位	銘柄名	業種	投資比率*
1	ソニー	電気機器	4.8%
2	アンリツ	電気機器	4.8%
3	ソフトバンクグループ	情報・通信業	4.3%
4	ローム	電気機器	4.1%
5	ペプチドリーム	医薬品	4.0%
6	熊谷組	建設業	3.9%
7	村田製作所	電気機器	3.8%
8	りそなホールディングス	銀行業	3.5%
9	トクヤマ	化学	3.4%
10	SBIホールディングス	証券、商品先物取引業	3.4%

業種別構成状況

業種	投資比率
電気機器	24.5%
情報・通信業	13.6%
建設業	9.9%
医薬品	9.6%
サービス業	6.9%
その他	33.4%

年間収益率の推移



* 年間収益率（%）＝{（年末営業日の基準価額＋その年に支払われた税引前の分配金）÷前年末営業日の基準価額－1}×100

* 2017年の年間収益率は設定日から年末営業日、2019年の年間収益率は前年末営業日から2019年1月10日までのものです。

* 2010年～2016年は、ファンドのベンチマークである「TOPIX（配当込み）」の年間収益率です。

* ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しているものであり、ファンドの運用実績ではありません。

* 当ページにおける「ファンド」は、「JPMザ・ジャパン（年4回決算型）」です。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

ファンドはマザーファンドを通じて投資を行うため、マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

申込方法

申込期間中の毎営業日に販売会社において、販売会社所定の方法で当ファンドの受益権の取得申込みの受付が行われます。

申込価格

取得申込日の基準価額とします。

取得申込みには申込手数料を要します。

申込単位

販売会社が定める単位とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、１円以上１円単位とします。

受渡方法

（ａ）取得申込代金の支払いについて

投資者は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込代金を当該販売会社に支払うものとします。

（ｂ）受益権の引渡しについて

当ファンドの受益権は振替受益権のため、申込みの販売会社が、取得申込代金の支払いと引き換えに振替機関等の口座に投資者にかかる受益権口数の増加を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。当該口座は、当該投資者が販売会社に取得申込みと同時にまたはあらかじめ申し出た口座とします。なお、委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

受付時間

原則として午後３時までとします。ただし、販売会社によっては受付時間が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

申込みの中止

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（予測不可能な事態等が起きた場合を含みます。）により、基準価額が確定できない事情があるときは、取得申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、投資者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、投資者がその取得申込みを撤回しない場合には、その取得申込みは当該事情が解消した後の最初の基準価額の計算日にその取得申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

申込取扱場所

申込期間中、販売会社において申込みを取扱います。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：０３－６７３６－２３５０（受付時間は営業日の午前９時～午後５時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp/>

２【換金（解約）手続等】

換金方法

原則として毎営業日に販売会社にて解約請求により受け取ります。

換金価格

換金申込日の基準価額とします。

（課税については、「第１ ファンドの状況 ４ 手数料等及び税金 （５）課税上の取扱い」をご参照ください。）

換金価格は、毎営業日に計算され、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社に関しては、前記「１ 申込（販売）手続等 申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

換金時に手数料はかかりません。

換金単位

販売会社が定める単位とします。

受渡方法

（a）換金代金の支払いについて

原則として換金申込日から起算して４営業日目から、販売会社の本・支店等において支払います。

（b）受益権の引渡しについて

当ファンドの受益権は振替受益権のため、換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みにかかる当ファンドの一部解約の通知を委託会社が行うのと引き換えに、販売会社を通じて当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。なお、換金申込みは振替受益権をもって行うものとします。

受付時間

原則として午後３時までとします。ただし、販売会社によっては受付時間が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

換金の中止

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（予測不可能な事態等が起きた場合を含みます。）により、基準価額が確定できない事情があるときは、換金申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、その換金申込みは当該事情が解消した後の最初の基準価額の計算日にその換金申込みを受け付けたものとして取扱うこととします。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

受益権１口当たりの純資産価額（基準価額）は、原則として各営業日に委託会社が計算します。受益権１口当たりの純資産価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

受益権１万口当たりの基準価額は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、受益権１万口当たりの基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：０３－６７３６－２３５０（受付時間は営業日の午前９時～午後５時）

HPアドレス：<http://www.jpmanasset.co.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2017年10月10日から2022年12月14日（休業日の場合は翌営業日）までです。

ただし、後記「（５）その他 信託の終了等」に記載する特定の場合には、信託期間満了前に信託は終了します。

なお、委託会社は、信託期間満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託約款を変更し、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年３月15日から６月14日まで、６月15日から９月14日まで、９月15日から12月14日までおよび12月15日から翌年３月14日までとします。ただし、計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、計算期間終了日を「決算日」ということがあり、前記より当ファンドの決算日は原則として毎年３月、６月、９月、12月の各14日（該当日が休業日の場合は翌営業日）となります。

（５）【その他】

信託の終了等（詳しくは、信託約款をご参照ください。）

（ a ） 信託契約の解約

- a . 委託会社は、当ファンドの純資産総額が20億円を下回ることとなった場合、当ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b . 委託会社は、前記 a . の場合において、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合委託会社は、あらかじめ書面決議の日、信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c . 前記 b . の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下 c . において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d . 前記 b . の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e . 前記 b . から d . までの規定は、前記 a . において委託会社が当ファンドの信託契約の解約をしようとする場合において、当該解約につき、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 b . から d . までに規定する当ファンドの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（ b ） 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、後記「 信託約款の変更等」の規定にしたがいます。

（ c ） 委託会社の登録取消に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後記「 信託約款の変更等」での書面決議で否決された場合を除き、当ファンドはその委託会社と受託会社との間において存続します。

（ d ） 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業は承継されることがあります。

（e）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「 信託約款の変更等」の規定にしたがうとともに、新受託会社を選任します。ただし、委託会社は、新受託会社を選任できないときは、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、受益者は、前記の手続による場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

信託約款の変更等（詳しくは、信託約款をご参照ください。）

- （a）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- （b）委託会社は、前記（a）の場合のうち重大なもの（以下「重大な約款の変更等」といいます。）において、書面決議を行います。「重大な約款の変更等」とは、信託約款の変更のうちその内容が重大なもの、および併合のうち受益者の利益に及ぼす影響が軽微でないものをいいます（以下同じ。）。この場合委託会社は、あらかじめ書面決議の日、重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- （c）前記（b）の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下（c）において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- （d）前記（b）の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- （e）書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- （f）前記（b）から（e）までの規定は、前記（a）において委託会社が重大な約款の変更等を行う場合において、当該重大な約款の変更等につき、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- （g）前記（a）から（f）までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。以下（g）において同じ。）の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

運用報告書

委託会社は、当ファンドについて、6月、12月の計算期間終了日毎および償還時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書および運用報告書に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書を作成します。そのうえで、委託会社は交付運用報告書を知れている受益者に対して販売会社を通して交付します。また、運用報告書のすべての内容を委託会社のホームページに掲載します。これにより、委託会社は運用報告書を知れている受益者に対して交付したものとみなされますが、受益者から書面による運用報告書の交付の請求があった場合には、販売会社を通して交付します。

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp/>

関係会社との契約の更新等に関する手続について

委託会社と販売会社との間の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の3ヵ月前までに、当事者のいずれからでも何らの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とするとされています。委託会社と販売会社との間の当該契約は、かかる規定にしたがって自動更新され、現在に至っています。当ファンドの受益権の募集等の取扱い等も当該契約に基づいています。

委託会社が行う公告

委託会社が当ファンドについて行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

反対受益者の換金について

前記（a）b．または（b）における書面決議において、当ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行うことが決議された場合に、当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。ただし、当該受益者は、前記「2 換金（解約）手続等」のとおり、原則として毎営業日に自己に帰属する受益権を解約請求により換金することができます。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（1）収益分配金の請求権

受益者は、当ファンドにかかる収益の分配を持分にに応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日目）までに、毎計算期間終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払いを開始します。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付され、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の支払いは、販売会社において行うものとしします。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（２）償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して５営業日目）までに、信託終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払いを開始します。当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還の通知をするのと引き換えに、販売会社を通じて当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社において行うものとします。

受益者が、償還金について前記の支払開始日から１０年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

（３）受益権の一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に一部解約を請求する権利を有します。

（４）帳簿の閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドの計算期間は６ヵ月未満であるため、財務諸表は６ヵ月毎に作成しております。

３．当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第３特定期間（平成30年６月15日から平成30年12月14日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

【ＪＰＭザ・ジャパン（年４回決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (平成30年 6月14日現在)	当期 (平成30年12月14日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	126,966,014,529	102,480,745,008
未収入金	38,936,332	286,010,846
流動資産合計	127,004,950,861	102,766,755,854
資産合計	127,004,950,861	102,766,755,854
負債の部		
流動負債		
未払解約金	38,936,332	286,010,846
未払受託者報酬	29,531,566	31,288,078
未払委託者報酬	472,505,035	500,609,298
その他未払費用	9,669,438	10,196,392
流動負債合計	550,642,371	828,104,614
負債合計	550,642,371	828,104,614
純資産の部		
元本等		
元本	¹ 121,002,849,142	¹ 123,258,293,359
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	² 5,451,459,348	² 21,319,642,119
（分配準備積立金）	383,570,286	356,925,563
元本等合計	126,454,308,490	101,938,651,240
純資産合計	126,454,308,490	101,938,651,240
負債純資産合計	127,004,950,861	102,766,755,854

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 (自 平成29年12月15日 至 平成30年 6 月14日)	当期 (自 平成30年 6 月15日 至 平成30年12月14日)
営業収益		
有価証券売買等損益	1,577,709,147	26,182,463,287
営業収益合計	1,577,709,147	26,182,463,287
営業費用		
受託者報酬	47,326,988	65,447,599
委託者報酬	757,231,782	1,047,161,462
その他費用	15,818,039	21,254,209
営業費用合計	820,376,809	1,133,863,270
営業利益又は営業損失（ ）	757,332,338	27,316,326,557
経常利益又は経常損失（ ）	757,332,338	27,316,326,557
当期純利益又は当期純損失（ ）	757,332,338	27,316,326,557
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	4,481,027	549,517,969
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,837,881,591	5,451,459,348
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,361,476,491	241,185,928
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	184,111,357
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,361,476,491	57,074,571
剰余金減少額又は欠損金増加額	245,034,866	245,478,807
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	245,034,866	120,104,457
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	125,374,350
分配金	1 4,255,715,179	1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	5,451,459,348	21,319,642,119

(３) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (平成30年 6 月14日現在)	当期 (平成30年12月14日現在)
1 期首元本額	32,073,163,507円	121,002,849,142円
期中追加設定元本額	92,024,984,104円	11,284,383,491円
期中一部解約元本額	3,095,298,469円	9,028,939,274円
2 元本の欠損	- 円	21,319,642,119円
受益権の総数	121,002,849,142口	123,258,293,359口
1 口当たりの純資産額	1.0451円	0.8270円
(1 万口当たりの純資産額)	(10,451円)	(8,270円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	前期 (自 平成29年12月15日 至 平成30年 6 月14日)	当期 (自 平成30年 6 月15日 至 平成30年12月14日)
1 分配金の計算過程	(自 平成29年12月15日 至 平成30年 3 月14日)	(自 平成30年 6 月15日 至 平成30年 9 月14日)
費用控除後の配当等収益額	45,287,604円	- 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	4,500,190,468円	- 円
収益調整金額	6,660,374,840円	370,412,624円
分配準備積立金額	27,586円	375,207,368円
当ファンドの分配対象収益額	11,205,880,498円	745,619,992円
当ファンドの期末残存口数	77,376,639,633口	127,120,731,738口
1万口当たり収益分配対象額	1,448.22円	58.65円
1万口当たり分配金額	550.00円	- 円
収益分配金金額	4,255,715,179円	- 円
	(自 平成30年 3 月15日 至 平成30年 6 月14日)	(自 平成30年 9 月15日 至 平成30年12月14日)
費用控除後の配当等収益額	99,185,242円	- 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	5,067,889,062円	371,375,792円
分配準備積立金額	284,385,044円	356,925,563円
当ファンドの分配対象収益額	5,451,459,348円	728,301,355円
当ファンドの期末残存口数	121,002,849,142口	123,258,293,359口
1万口当たり収益分配対象額	450.52円	59.08円
1万口当たり分配金額	- 円	- 円
収益分配金金額	- 円	- 円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容およびそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、以下に記載される親投資信託受益証券であります。 G I Mザ・ジャパン・マザーファンド（適格機関投資家専用） 親投資信託の受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクを伴います。親投資信託受益証券には、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。
３．金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターおよびリスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。更に、投資制限の管理を行います。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。

金融商品の時価等に関する事項

	各特定期間末
１．貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 (平成30年 6 月14日現在)	当期 (平成30年12月14日現在)
	最終計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）	最終計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	3,211,722,410	17,048,622,936
合計	3,211,722,410	17,048,622,936

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表（平成30年12月14日現在）

（イ）株式

該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円	G I Mザ・ジャパン・マザーファンド（適格機関 投資家専用）	30,632,415,187	102,480,745,008	
合計			30,632,415,187	102,480,745,008	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「ＧＩＭザ・ジャパン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「ＧＩＭザ・ジャパン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 番号	(平成30年 6 月14日現在)	(平成30年12月14日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		119,883	353,082
コール・ローン		4,592,821,946	8,608,879,382
株式		230,887,590,600	179,842,274,370
未収入金		380,514,060	-
未収配当金		753,942,500	2,258,500
流動資産合計		236,614,988,989	188,453,765,334
資産合計		236,614,988,989	188,453,765,334
負債の部			
流動負債			
未払金		241,800,000	301,661,280
未払解約金		527,971,627	525,079,647
未払利息		11,073	24,765
流動負債合計		769,782,700	826,765,692
負債合計		769,782,700	826,765,692
純資産の部			
元本等			
元本	1	56,352,239,412	56,083,527,783
剰余金			
剰余金又は欠損金（　）		179,492,966,877	131,543,471,859
元本等合計		235,845,206,289	187,626,999,642
純資産合計		235,845,206,289	187,626,999,642
負債純資産合計		236,614,988,989	188,453,765,334

（注）「ＧＩＭザ・ジャパン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の計算期間は、毎年12月15日から翌年12月14日まで（計算期間終了日が休業日の場合は、その翌営業日まで）であり、当ファンドの特定期間と異なります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
有価証券の評価基準および評価方法	株式 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場（外貨建証券の場合は知りうる直近の最終相場）で評価しております。 当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成30年 6 月14日現在)	(平成30年12月14日現在)
1 期首元本額	29,629,648,375円	56,352,239,412円
期中追加設定元本額	32,537,838,717円	5,147,760,021円
期中解約元本額	5,815,247,680円	5,416,471,650円
元本の内訳（注）		
J P Mザ・ジャパン	25,507,576,349円	24,986,769,308円
G I Mザ・ジャパン（適格機関投資家用）	507,758,129円	464,343,288円
J P Mザ・ジャパン（年4回決算型）	30,336,904,934円	30,632,415,187円
合 計	56,352,239,412円	56,083,527,783円
受益権の総数	56,352,239,412口	56,083,527,783口
1 口当たりの純資産額	4.1852円	3.3455円
（1 万口当たりの純資産額）	（41,852円）	（33,455円）

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容およびそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、株式であります。当ファンドが保有した金融商品には、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターおよびリスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。更に、投資制限の管理を行います。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。

金融商品の時価等に関する事項

	各期間末
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	(平成30年 6 月14日現在)	(平成30年12月14日現在)
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	3,456,586,700	31,865,036,715
合計	3,456,586,700	31,865,036,715

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第 1 有価証券明細表（平成30年12月14日現在）

(イ) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
日本円	三井住友建設	7,919,100	670.00	5,305,797,000	
	大豊建設	56,000	3,660.00	204,960,000	
	前田建設工業	1,360,300	1,106.00	1,504,491,800	
	熊谷組	1,944,200	3,410.00	6,629,722,000	
	O S J B ホールディングス	7,423,200	328.00	2,434,809,600	
	トクヤマ	2,400,400	2,635.00	6,325,054,000	
	扶桑化学工業	667,200	2,222.00	1,482,518,400	
	ジーンテクノサイエンス	697,200	857.00	597,500,400	
	ペプチドリーム	1,507,900	4,695.00	7,079,590,500	
	サンバイオ	446,800	8,830.00	3,945,244,000	
	ヘリオス	2,440,900	1,700.00	4,149,530,000	
	M A R U W A	289,100	6,300.00	1,821,330,000	
	古河電気工業	1,934,700	2,859.00	5,531,307,300	
	S U M C O	3,930,600	1,384.00	5,439,950,400	
	川田テクノロジーズ	296,600	7,970.00	2,363,902,000	
	東京製綱	951,400	1,062.00	1,010,386,800	
	日特エンジニアリング	772,200	2,226.00	1,718,917,200	
	マルマエ	376,600	725.00	273,035,000	
	タツモ	477,300	767.00	366,089,100	
	ローツェ	858,700	1,574.00	1,351,593,800	
	アルバック	1,134,400	3,440.00	3,902,336,000	
	アンリツ	5,519,200	1,670.00	9,217,064,000	
	ソニー	1,574,600	5,855.00	9,219,283,000	
	日本トリム	506,400	5,930.00	3,002,952,000	
	メガチップス	527,300	2,599.00	1,370,452,700	
	ローム	1,010,300	7,200.00	7,274,160,000	
	太陽誘電	2,477,500	1,839.00	4,556,122,500	
	村田製作所	480,900	16,050.00	7,718,445,000	
	ノーリツ鋼機	2,139,800	1,789.00	3,828,102,200	
	バンダイナムコホールディングス	376,200	4,780.00	1,798,236,000	
	任天堂	97,000	31,970.00	3,101,090,000	
	夢の街創造委員会	517,500	1,748.00	904,590,000	
	じげん	1,528,800	568.00	868,358,400	
	S H I F T	924,200	3,760.00	3,474,992,000	
	アステリア	1,069,200	807.00	862,844,400	
	メディカル・データ・ビジョン	1,819,200	1,020.00	1,855,584,000	
	マイネット	408,000	1,962.00	800,496,000	
	カナミックネットワーク	903,400	1,889.00	1,706,522,600	
	ラクスル	988,500	2,864.00	2,831,064,000	
	メルカリ	1,061,300	2,478.00	2,629,901,400	
	ソフトバンク・テクノロジー	1,324,800	1,911.00	2,531,692,800	
	ソフトバンクグループ	960,300	8,496.00	8,158,708,800	
	内外テック	155,000	1,276.00	197,780,000	
	ビーバンドットコム	139,000	1,357.00	188,623,000	
	サンリオ	448,300	2,341.00	1,049,470,300	
	ビジョナリーホールディングス	13,627,300	96.00	1,308,220,800	
	りそなホールディングス	10,848,700	552.10	5,989,567,270	
	S B I ホールディングス	2,677,200	2,368.00	6,339,609,600	
	マネックスグループ	13,112,800	382.00	5,009,089,600	
	ティーケーピー	1,000,600	4,205.00	4,207,523,000	
	A P A M A N	352,800	888.00	313,286,400	
	L I F U L L	3,590,700	775.00	2,782,792,500	

	オプトホールディング	761,300	1,716.00	1,306,390,800	
	アドベンチャー	436,400	9,240.00	4,032,336,000	
	アトラエ	293,600	2,359.00	692,602,400	
	東京都競馬	1,761,100	2,996.00	5,276,255,600	
小計	銘柄数：	56		179,842,274,370	
	組入時価比率：	95.9%		100.0%	
合計				179,842,274,370	

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

（ロ）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成31年１月10日現在）

種類	金額	単位
資産総額	93,231,157,913	円
負債総額	202,483,568	円
純資産総額(-)	93,028,674,345	円
発行済口数	120,627,492,646	口
１口当たり純資産額(/)	0.7712	円

（参考）ＧＩＭザ・ジャパン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成31年１月10日現在）

種類	金額	単位
資産総額	172,050,955,764	円
負債総額	390,502,879	円
純資産総額(-)	171,660,452,885	円
発行済口数	54,949,051,534	口
１口当たり純資産額(/)	3.1240	円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

１ 名義書換

当ファンドの受益権は、社振法に定める振替投資信託受益権の形態で発行されますので、名義書換手続はありませんが、その譲渡は以下の手続により行われます。

- （１）受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- （２）前記（１）の申請があった場合には、前記（１）の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記（１）の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- （３）前記（１）の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

２ 受益者に対する特典

ありません。

３ 受益証券の譲渡制限の内容

当ファンドの受益権には、譲渡制限はありません。なお、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

４ その他内国投資信託受益証券事務の概要

（１）受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（２）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

（３）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

資本金の額（平成31年１月末現在）

資本金の額	2,218百万円
会社が発行する株式の総数	70,000株
発行済株式総数	56,265株

会社の意思決定機構

取締役会は、会社の業務執行上重要な事項を決定し、その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。

取締役は、株主総会において選任され、任期は選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

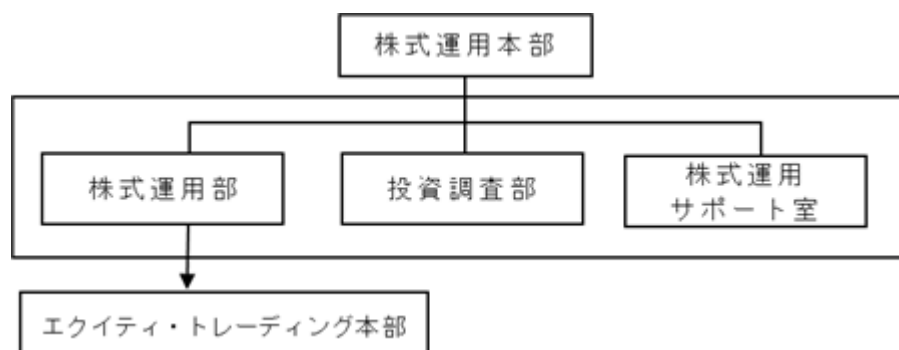
また、取締役会は以下の事項（法令上取締役会の決議事項とされているものを除きます。）を決議または審議することを以下の機関に委任しています。

（イ）業務執行にかかる重要な事項（リスク管理に関する事項を除きます。）：経営委員会

（ロ）リスク管理上の重要な事項：ビジネス・コントロール・コミッティ

投資運用の意思決定機構

（イ）株式運用本部



（a）株式運用本部は、株式運用部、投資調査部および株式運用サポート室で構成されます。

（b）株式運用部では、運用業務遂行上必要と認められる諸会議の開催による運用戦略の方向性の決定等により投資判断を行います。なお、投資調査部のアナリストとの議論を通じ投資判断の際の参考とします。また、同部が行う国内外の株式の運用や海外関係会社に運用を委託している株式の運用等について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。

（c）投資調査部に所属するアナリストは主に国内株式の分析を行い、その結果に基づき各銘柄に評価を付します。

（d）株式運用サポート室は、運用実績の分析を行い、前記（b）の株式運用部にその結果を提供します。

（エ）エクイティ・トレーディング本部は、株式運用部所属のポートフォリオ・マネジャーの投資判断を受け、主に国内株式の売買を執行します。

（ロ）前記（イ）以外に為替ヘッジを行う場合は、クライアント・ビジネス本部のグローバル運用商品部およびグローバル債券商品部が為替ヘッジのための投資判断を行います。

（注）前記（イ）および（ロ）の意思決定機構、組織名称等は、平成31年１月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託および投資一任契約に基づき委託された資産の運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める以下の業務を行っています。

- ・投資助言・代理業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱いに関する第一種金融商品取引業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い、および証券投資信託の募集または私募に関する第二種金融商品取引業

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成31年１月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ。 ）。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	67	892,620
公募単位型株式投資信託	-	-
公募追加型債券投資信託	-	-
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	57	3,010,818
総合計	124	3,903,438
親投資信託	51	-

（注）百万円未満は四捨五入

3【委託会社等の経理状況】

１．委託会社であるＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

２．当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第28期事業年度（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

また、第29期中間会計期間（平成30年４月１日から平成30年９月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

千円単位未満切捨て

		第27期 （平成29年 3 月31日）			第28期 （平成30年 3 月31日）		
資産の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		（千円）	（千円）	（％）	（千円）	（千円）	（％）
流動資産							
現金及び預金			7,919,624			11,797,632	
前払費用			81,921			24,288	
未収入金			94,878			36,147	
未収委託者報酬			2,164,813			2,408,280	
未収収益			1,516,624			1,464,696	
関係会社短期貸付金			4,010,000			4,751,000	
その他			14,622			14,055	
流動資産計			15,802,485	82.1		20,496,100	98.6
固定資産							
投資その他の資産			3,452,553			294,112	
関係会社株式		60,000			60,000		
投資有価証券		2,759,853			27		
敷金保証金		566,849			97,612		
前払年金費用		46,350			60,699		
その他		19,500			75,773		
固定資産計			3,452,553	17.9		294,112	1.4
資産合計			19,255,038	100.0		20,790,213	100.0

千円単位未満切捨て

		第27期 （平成29年 3 月31日）			第28期 （平成30年 3 月31日）		
負債の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		（千円）	（千円）	（％）	（千円）	（千円）	（％）
流動負債							
預り金			175,021			219,484	
未払金			1,701,719			1,762,101	
未払手数料		1,022,204			1,193,819		
その他未払金		679,514			568,282		
未払費用			519,313			539,165	
未払法人税等			171,122			624,002	
賞与引当金			564,151			634,004	
役員賞与引当金			29,369			-	
流動負債計			3,160,696	16.4		3,778,757	18.2
固定負債							
長期未払金			270,047			349,014	
賞与引当金			343,597			308,985	
役員賞与引当金			215,556			-	
固定負債計			829,201	4.3		658,000	3.1
負債合計			3,989,897	20.7		4,436,757	21.3

千円単位未満切捨て

		第27期 （平成29年 3 月31日）			第28期 （平成30年 3 月31日）		
純資産の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		（千円）	（千円）	（％）	（千円）	（千円）	（％）
株主資本							
資本金			2,218,000	11.5		2,218,000	10.7
資本剰余金			1,000,000	5.2		1,000,000	4.8
資本準備金		1,000,000			1,000,000		
利益剰余金			12,088,317	62.8		13,135,458	63.2
利益準備金		33,676			33,676		
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		12,054,640			13,101,782		
株主資本計			15,306,317	79.5		16,353,458	78.7
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			41,176	0.2		2	0.0
評価・換算差額等計			41,176	0.2		2	0.0
純資産合計			15,265,140	79.3		16,353,456	78.7
負債・純資産合計			19,255,038	100.0		20,790,213	100.0

（２）【損益計算書】

		第27期 （自平成28年４月１日 至平成29年３月31日）			第28期 （自平成29年４月１日 至平成30年３月31日）		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		（千円）	（千円）	（％）	（千円）	（千円）	（％）
営業収益							
委託者報酬			10,502,704			12,446,131	
運用受託報酬			6,255,461			5,788,387	
業務受託報酬			930,841			1,430,987	
その他営業収益			233,636			348,871	
営業収益計			17,922,643	100.0		20,014,377	100.0
営業費用							
支払手数料			4,853,805			6,209,103	
広告宣伝費			206,076			153,740	
調査費			1,932,704			1,897,150	
委託調査費		1,557,743			1,555,380		
調査費		367,964			324,761		
図書費		6,996			17,007		
委託計算費			259,648			303,836	
営業雑経費			275,317			286,552	
通信費		18,593			13,917		
印刷費		224,875			241,049		
協会費		27,416			28,217		
諸会費		4,432			3,369		
営業費用計			7,527,551	42.0		8,850,383	44.2

		第27期 （自平成28年４月１日 至平成29年３月31日）			第28期 （自平成29年４月１日 至平成30年３月31日）		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		（千円）	（千円）	（％）	（千円）	（千円）	（％）
一般管理費							
給料			5,191,023			5,064,982	
役員報酬		98,502			-		
役員報酬及び賞与		-			302,393		
給料・手当		3,482,336			3,186,497		
賞与		761,594			905,378		
賞与引当金繰入額		564,129			670,712		
役員賞与		142,286			-		
役員賞与引当金繰入額		142,172			-		
福利厚生費			425,804			393,358	
交際費			21,435			17,403	
寄付金			12,137			11,544	
旅費交通費			175,300			149,516	
租税公課			120,270			140,135	
不動産関連費			1,157,897			1,114,905	
退職給付費用			280,167			248,750	
退職金			452,126			154,442	
役員退職慰労金			37,000			-	
消耗器具備品費			53,010			50,426	
事務委託費			344,828			331,399	
関係会社等配賦経費			2,369,810			2,062,711	
諸経費			96,976			96,551	
一般管理費計			10,737,789	59.9		9,836,127	49.2
営業利益又は営業損失 （ ）			342,697	1.9		1,327,866	6.6

		第27期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)			第28期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
営業外収益							
受取配当金	1	465,000			454,000		
投資有価証券売却益		25,787			86,573		
受取利息	1	17,222			14,113		
為替差益		42,082			-		
その他営業外収益		36,197			34,949		
営業外収益計			586,291	3.3		589,637	2.9
営業外費用							
投資有価証券売却損		39,665			1,447		
為替差損		-			25,196		
その他営業外費用		18			4,484		
営業外費用計			39,684	0.2		31,128	0.1
経常利益			203,909	1.2		1,886,375	9.4
税引前当期純利益			203,909	1.2		1,886,375	9.4
法人税、住民税及び事業税			214,690	1.2		839,234	4.2
法人税等調整額			301,667	1.7		-	-
当期純利益又は当期純損失 ()			312,448	1.7		1,047,141	5.2

（３）【株主資本等変動計算書】

第27期（自平成28年４月１日　至平成29年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	12,367,089	12,400,766	15,618,766
当期変動額							
当期純損失 （　）	-	-	-	-	312,448	312,448	312,448
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	312,448	312,448	312,448
当期末残高	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	12,054,640	12,088,317	15,306,317

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
当期首残高	33,579	33,579	15,585,186
当期変動額			
当期純損失 （　）	-	-	312,448
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	7,597	7,597	7,597
当期変動額合計	7,597	7,597	320,046
当期末残高	41,176	41,176	15,265,140

第28期（自平成29年４月１日　至平成30年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
					繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	12,054,640	12,088,317	15,306,317
当期変動額							
当期純利益	-	-	-	-	1,047,141	1,047,141	1,047,141
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	1,047,141	1,047,141	1,047,141
当期末残高	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	13,101,782	13,135,458	16,353,458

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
当期首残高	41,176	41,176	15,265,140
当期変動額			
当期純利益	-	-	1,047,141
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	41,174	41,174	41,174
当期変動額合計	41,174	41,174	1,088,315
当期末残高	2	2	16,353,456

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

（１）関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

（２）其他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

２．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（２）役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。ただし、当事業年度末においては、年金資産の額が、退職給付債務に未認識数理計算上の差異等を加減した額を超過するため、資産の部に前払年金費用を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。

３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

未適用の会計基準等

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年 3 月30日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年 3 月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

平成34年 3 月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

第27期 （平成29年３月31日）	第28期 （平成30年３月31日）
関係会社項目 関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもの以外に注記すべき事項はありません。	関係会社項目 関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもの以外に注記すべき事項はありません。

（損益計算書関係）

第27期 （自平成28年４月１日 至平成29年３月31日）	第28期 （自平成29年４月１日 至平成30年３月31日）
１ 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 関係会社からの受取利息 17,222千円 関係会社からの受取配当金 465,000千円	１ 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 関係会社からの受取利息 14,112千円 関係会社からの受取配当金 454,000千円

（株主資本等変動計算書関係）

第27期（自平成28年４月１日 至平成29年３月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	56,265	-	-	56,265
合計	56,265	-	-	56,265

第28期（自平成29年４月１日 至平成30年３月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	56,265	-	-	56,265
合計	56,265	-	-	56,265

（リース取引関係）

第27期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	第28期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)						
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。	該当事項はありません。						
<table> <tr> <td>1年以内</td><td>672,813千円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>2,019,195千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>2,692,009千円</td></tr> </table>	1年以内	672,813千円	1年超	2,019,195千円	合計	2,692,009千円	
1年以内	672,813千円						
1年超	2,019,195千円						
合計	2,692,009千円						

（金融商品関係）

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

自社が設定する投資信託やグループ会社が運用する投資信託について、その設定時に運用上十分な信託財産があることが見込めない場合に、「シードキャピタル」として当該投資信託を自己資金により取得することがあります。

当社は、営業活動援助のため、子会社であるJPMAMジャパン・ケイマン・ファンド・リミテッドへの短期貸付を行っております。

金融商品の内容及びそのリスク

営業債権のうち、自社が設定・運用する投資信託から受領する未収委託者報酬、及び未収収益のうち国内年金基金等から受領する債権については信託銀行により分別管理されている信託財産から回収され、一般債権とは異なり、信用リスクは極めて低いと認識しております。海外グループ会社に対する未収収益は未払費用と部分的に相殺され、信用リスクが軽減されております。また、外貨建て債権の未収収益については為替の変動リスクに晒されておりますが、外貨建て債務と部分的に相殺され、為替変動リスクが軽減されております。

営業債務である未払金は基本的に3ヶ月以内の支払い期日であり、未払手数料、及び未払費用についてはそのほとんどが6ヶ月以内の支払い期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、上述の通り外貨建て債権と部分的に相殺され、リスクが軽減されております。

関係会社に対し短期貸付を行っており、関係会社短期貸付金は貸出先の信用リスクに晒されております。関係会社短期貸付金は、3ヶ月の期日であり、金利の変動リスクは僅少です。

投資有価証券は、上述のシードキャピタルであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金保証金は建物等の賃貸契約に関連する保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

金融商品に係るリスク管理体制

（ ）信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権のうち、海外グループ会社に対する未収収益は担当部署が各関係会社ごとに期日及び残高を定期的に管理し、回収懸念の早期把握を図っております。

関係会社短期貸付金は、子会社であるJPMAMジャパン・ケイマン・ファンド・リミテッドの営業活動から得られるキャッシュ・フローをモニタリングしており、貸倒や回収遅延の懸念はほぼないと認識しております。

（ ）市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務のうち、大半を占める米国ドル建ての債権債務に対しての為替変動リスクについては担当部署が月次でモニタリングしており、債権もしくは債務の超過に対して米国ドル建て預金と円建て預金との間で資金移動をして為替変動リスクの軽減に努めております。

（ ）資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適宜資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（（注）２．参照）。

第27期（平成29年３月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	7,919,624	7,919,624	-
(2) 未収委託者報酬	2,164,813	2,164,813	-
(3) 未収収益	1,516,624	1,516,624	-
(4) 関係会社短期貸付金	4,010,000	4,010,000	-
(5) 投資有価証券	2,759,853	2,759,853	-
(6) 敷金保証金	566,849	565,851	998
資産計	18,937,765	18,936,766	998
(1) 未払手数料	1,022,204	1,022,204	-
(2) その他未払金	679,514	679,514	-
(3) 未払費用	519,313	519,313	-
(4) 長期未払金	270,047	269,540	506
負債計	2,491,079	2,490,573	506

(注) １．金融商品の時価算定方法

資産

(１) 現金及び預金、(２) 未収委託者報酬、(３) 未収収益及び(４) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(５) 投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額によっております。

(６) 敷金保証金

敷金保証金の時価については、当該保証金の返還時期を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(１) 未払手数料、(２) その他未払金、及び(３) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(４) 長期未払金

長期未払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(注) ２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000

関係会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

第28期（平成30年３月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	11,797,632	11,797,632	-
(2) 未収委託者報酬	2,408,280	2,408,280	-
(3) 未収収益	1,464,696	1,464,696	-
(4) 関係会社短期貸付金	4,751,000	4,751,000	-
資産計	20,421,609	20,421,609	-
(1) 未払手数料	1,193,819	1,193,819	-
(2) その他未払金	568,282	568,282	-
(3) 未払費用	539,165	539,165	-
(4) 長期未払金	349,014	349,014	-
負債計	2,650,281	2,650,281	-

（注）１．金融商品の時価算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益及び(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期未払金

長期未払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基にリスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000

関係会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第27期（平成29年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	7,919,624	-	-	-
未収委託者報酬	2,164,813	-	-	-
未収収益	1,516,624	-	-	-
関係会社短期貸付金	4,010,000	-	-	-
敷金保証金	-	521,736	45,113	-
合計	15,611,062	521,736	45,113	-

第28期（平成30年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	11,797,632	-	-	-
未収委託者報酬	2,408,280	-	-	-
未収収益	1,464,696	-	-	-
関係会社短期貸付金	4,751,000	-	-	-
合計	20,421,609	-	-	-

（有価証券関係）

１．関係会社株式

関係会社株式（第27期の貸借対照表計上額は60,000千円、第28期の貸借対照表計上額は60,000千円）については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、記載しておりません。

２．その他有価証券

第27期（平成29年３月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他投資信託	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他投資信託	2,759,853	2,801,030	41,176
合計		2,759,853	2,801,030	41,176

第28期（平成30年３月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他投資信託	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他投資信託	27	30	2
合計		27	30	2

３．当事業年度中に売却したその他有価証券

第27期（自平成28年４月１日 至平成29年３月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他投資信託	786,122	25,787	39,665

第28期（自平成29年４月１日 至平成30年３月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他投資信託	2,886,126	86,573	1,447

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出型年金制度、及びキャッシュバランス型年金制度を採用しております。

２．キャッシュバランス型年金制度

（１）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第27期 (平成29年 3 月31日)	第28期 (平成30年 3 月31日)
	(千円)	(千円)
退職給付債務の期首残高	1,410,557	1,438,648
勤務費用	193,312	185,799
利息費用	5,642	5,755
数理計算上の差異の発生額	13,617	12,545
退職給付の支払額	157,246	240,916
退職給付債務の期末残高	1,438,648	1,376,741

（２）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第27期 (平成29年 3 月31日)	第28期 (平成30年 3 月31日)
	(千円)	(千円)
年金資産の期首残高	1,506,662	1,596,600
期待運用収益	12,053	11,176
数理計算上の差異の発生額	43,384	58,590
事業主からの拠出額	191,747	175,947
退職給付の支払額	157,246	240,916
年金資産の期末残高	1,596,600	1,601,397

（３）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第27期 (平成29年 3 月31日)	第28期 (平成30年 3 月31日)
	(千円)	(千円)
積立型制度の退職給付債務	1,438,648	1,376,741
年金資産	1,596,600	1,601,397
	157,952	224,656
未認識数理計算上の差異	111,084	163,853
未認識過去勤務費用	518	104
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	46,350	60,699
前払年金費用	46,350	60,699
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	46,350	60,699

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第27期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	第28期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
	(千円)	(千円)
勤務費用	193,312	185,799
利息費用	5,642	5,755
期待運用収益	12,053	11,176
数理計算上の差異の費用処理額	5,775	18,366
過去勤務債務の費用処理額	414	414
その他(注1)	18,916	13,607
キャッシュバランス型年金制度に係る退職給付費用(注2)	199,628	175,205

(注1) その他の金額は、主に当社への出向者分の退職給付費用であります。

(注2) 当社からの出向者分の退職給付費用は、上記金額に含まれておりません。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第27期 (平成29年3月31日)	第28期 (平成30年3月31日)
債券	51%	49%
株式	21%	-
現金及び預金	28%	51%
合計	100%	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	第27期 (平成29年3月31日)	第28期 (平成30年3月31日)
主要な数理計算上の計算基礎		
割引率	0.4%	0.4%
長期期待運用収益率	0.8%	0.7%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第27期事業年度80,539千円、第28期事業年度73,544千円であります。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第27期 (平成29年3月31日)	第28期 (平成30年3月31日)
(流動)	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払費用	19,008	29,529
未払事業税	10,802	40,523
賞与引当金	174,097	160,384
その他	2,084	37
繰延税金資産小計	205,992	230,473
評価性引当額	205,992	230,473
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金資産又は繰延税金負債（ ）の純額	-	-
(固定)	(千円)	
繰延税金資産		
賞与引当金	105,620	80,244
長期未払費用	106,580	94,199
長期前払費用	-	76,161
減価償却超過額	9,292	113,576
その他	5,764	12,728
繰延税金資産小計	227,256	351,452
評価性引当額	227,256	351,452
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金資産又は繰延税金負債（ ）の純額	-	-

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第27期 (平成29年3月31日)	第28期 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.86%	30.86%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	68.83%	4.40%
評価性引当額	153.24%	3.16%
住民税等均等割	2.84%	0.31%
過年度法人税等	-	5.67%
その他	2.54%	0.09%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	253.23%	44.49%

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第27期（自平成28年４月１日　至平成29年３月31日）

１．サービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業務	投資一任及び 投資助言業務	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	10,502,704	6,255,461	930,841	233,636	17,922,643

２．地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
13,233,778	4,688,865	17,922,643

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

第28期（自平成29年４月１日　至平成30年３月31日）

１．サービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業務	投資一任及び 投資助言業務	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	12,446,131	5,788,387	1,430,987	348,871	20,014,377

２．地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	英国	その他	合計
14,455,359	2,072,302	3,486,715	20,014,377

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
JPMorgan Asset Management (UK) Limited	2,062,917	資産運用業

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

第27期（自平成28年４月１日　至平成29年３月31日）

子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	JPMAMジャパン・ケイマン・ファンド・リミテッド	英国領ケイマン諸島 グランドケイマン	3,500千円	外国投資信託の管理会社としての業務	所有直接100%	資金の貸借等及び役員の兼任	資金の貸付（注）	17,226,000	関係会社 短期貸付金	4,010,000
							資金の回収	18,785,000		
							受取利息	17,222	未収収益	2,403
							配当の受取	465,000	-	-

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間３ヶ月であります。なお、担保は受け入れておりません。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
最終的な親会社がある会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	英国 ロンドン	24百万 ポンド	投資運用業	なし	投資の助言または投資一任	運用受託報酬	1,436,993	未収収益	475,203
							調査費	1,090,963	未払費用	314,255
最終的な親会社がある会社	JF Asset Management Limited	香港 セントラル	60百万 香港ドル	投資運用業	なし	投資の助言または投資一任	運用受託報酬	529,053	未収収益	346,130
最終的な親会社がある会社	ジェー・ピー・モルガン・サービス・ジャパン・リミテッド 東京支店	東京都 千代田区	1千米ドル	不動産の売買・賃貸借および総務の代行業等	なし	総務の代行	不動産賃借料	26,070	敷金保証金	532,670

（注１）ジェー・ピー・モルガン・サービス・ジャパン・リミテッド東京支店に関するものを除き、取引金額および期末残高には、消費税等は含まれておりません。

（注２）取引条件及び取引条件の決定方針等

運用受託報酬及び調査費に関しては、運用の再委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約を結んで行っております。

第28期（自平成29年４月１日 至平成30年３月31日）

親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	JPMorgan Chase Holdings LLC	米国 ニューヨーク	222,090 百万米ドル	持株会社	被所有 間接 100%	人件費の立替	-	-	未払金	450,778

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の役職員への賞与の支払いの一部はJPMorgan Chase Holdings LLC（以下、「親会社」という。）により行われております。これらの費用は親会社より当社に請求されるものであり、未払いの金額については親会社に対する債務として処理しております。

子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	JPMAMジャパン・ケイマン・ファン・ド・リミテッド	英国領 ケイマン諸島 グランドケイマン	3,500千円	外国投資信託の管理会社としての業務	所有 直接 100%	資金の貸借等及び役員の兼任	資金の貸付（注）	17,069,000	関係会社 短期貸付金	4,751,000
							資金の回収	16,328,000		
							受取利息	14,112	未収収益	96
							配当の受取	454,000	-	-

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間３ヶ月であります。なお、担保は受け入れておりません。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
最終的な親会社である会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	英国 ロンドン	24百万 ポンド	投資運用業	なし	投資の助言または投資一任	調査費	1,077,595	未払費用	291,063
最終的な親会社である会社	JF Asset Management Limited	香港 セントラル	60百万 香港ドル	投資運用業	なし	投資の助言または投資一任	運用受託報酬	1,708,734	未収収益	511,882
最終的な親会社である会社	ＪＰモルガン証券株式会社	東京都 千代田区	73,272,250 千円	金融商品 取引業	なし	職員の兼職	一般管理費	1,409,458	未払金	116,223

（注１）取引金額および期末残高には、消費税等は含まれておりません。

（注２）取引条件及び取引条件の決定方針等

運用受託報酬及び調査費に関しては、運用の再委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約を結んで行っております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

直接親会社 ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（アジア）インク（非上場）

最終的な親会社 ＪＰモルガン・チェース・アンド・カンパニー（ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

	第27期 (自平成28年４月１日 至平成29年３月31日)	第28期 (自平成29年４月１日 至平成30年３月31日)
１株当たり純資産額	271,307.93円	290,650.60円
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（　）	5,553.17円	18,610.88円

なお、当事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。また、前事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、１株当たり当期純損失金額であり、また潜在株式が存在していないため記載しておりません。

１株当たりの当期純利益の算定上の基礎

	第27期 (自平成28年４月１日 至平成29年３月31日)	第28期 (自平成29年４月１日 至平成30年３月31日)
損益計算書上の当期純利益又は当期純損失（　）	312,448千円	1,047,141千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（　）	312,448千円	1,047,141千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株	56,265株

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第29期中間会計期間末 (平成30年9月30日)		
資産の部				
区分	注記 番号	内 訳	金 額	構 成 比
		(千円)	(千円)	(%)
流動資産				
現金及び預金			13,960,009	
前払費用			57,090	
未収入金			7,626	
未収委託者報酬			2,373,381	
未収収益			1,396,871	
関係会社短期貸付金			4,551,000	
その他			2,991	
流動資産計			22,348,971	98.6
固定資産				
投資その他の資産			306,156	
関係会社株式		60,000		
投資有価証券		28		
敷金保証金		98,261		
前払年金費用		76,691		
その他		71,174		
固定資産計			306,156	1.4
資産合計			22,655,127	100.0

		第29期中間会計期間末 (平成30年9月30日)		
負債の部				
区分	注記 番号	内 訳	金 額	構 成 比
		(千円)	(千円)	(%)
流動負債				
預り金			89,656	
未払金			1,686,357	
未払手数料		1,172,882		
その他未払金	1	513,475		
未払費用			564,065	
未払法人税等			972,219	
賞与引当金			1,204,583	
流動負債計			4,516,881	20.0
固定負債				
長期未払金			314,355	
賞与引当金			605,290	
固定負債計			919,646	4.0
負債合計			5,436,528	24.0

		第29期中間会計期間末 （平成30年 9 月30日）		
純資産の部				
区分	注記 番号	内 訳	金 額	構成比
		（千円）	（千円）	（％）
株主資本				
資本金			2,218,000	
資本剰余金			1,000,000	
資本準備金		1,000,000		
利益剰余金			14,000,600	
利益準備金		33,676		
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		13,966,924		
株主資本計			17,218,600	76.0
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			1	
評価・換算差額等計			1	0.0
純資産合計			17,218,598	76.0
負債・純資産合計			22,655,127	100.0

(2) 中間損益計算書

		第29期中間会計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)
営業収益				
委託者報酬			7,396,730	
運用受託報酬			3,040,765	
業務受託報酬			1,035,075	
その他			148,503	
営業収益計			11,621,075	100.0
営業費用・一般管理費				
営業費用			5,137,042	
支払手数料		3,918,792		
調査費		890,010		
その他営業費用		328,239		
一般管理費			4,719,652	
営業費用・一般管理費計			9,856,695	84.8
営業利益			1,764,379	15.2
営業外収益	1	32,802		
営業外収益計			32,802	0.3
営業外費用	2	17,858		
営業外費用計			17,858	0.2
経常利益			1,779,322	15.3
税引前中間純利益			1,779,322	15.3
法人税、住民税及び事業税			914,180	7.9
中間純利益			865,142	7.4

重要な会計方針

項目	第29期中間会計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
1．有価証券の評価基準 及び評価方法	(1) 関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
2．引当金の計上基準	(2) その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
	(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。ただし、当中間期末においては、年金資産の額が、退職給付債務に未認識数理計算上の差異等を加減した額を超過するため、資産の部に前払年金費用を計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。
3．その他中間財務諸表 作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第29期中間会計期間末 （平成30年9月30日）	
1	消費税等の取扱い
	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の うえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債 の「その他未払金」に含めて表示しておりま す。

（中間損益計算書関係）

第29期中間会計期間 （自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）	
1	営業外収益のうち主要なもの（千円）
	受取利息 8,785
2	営業外費用のうち主要なもの（千円）
	為替差損 17,727

（リース取引関係）

第29期中間会計期間末 （平成30年9月30日）	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能 のものに係る未経過リース料は以下のとおりであ ります。	
1年以内	48,482 千円
1年超	44,442 千円
合計	92,924 千円

（金融商品関係）

第29期中間会計期間末（平成30年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成30年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（（注）2．参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	13,960,009	13,960,009	-
(2) 未収委託者報酬	2,373,381	2,373,381	-
(3) 未収収益	1,396,871	1,396,871	-
(4) 関係会社短期貸付金	4,551,000	4,551,000	-
(5) 投資有価証券	28	28	-
資産計	22,281,290	22,281,290	-
(1) 未払手数料	1,172,882	1,172,882	-
(2) その他未払金	513,475	513,475	-
(3) 未払費用	564,065	564,065	-
(4) 長期未払金	314,355	314,355	-
負債計	2,564,778	2,564,778	-

（注）1．金融商品の時価算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、及び(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額によっております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期未払金

長期未払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基にリスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000

関係会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（有価証券関係）

第29期中間会計期間末（平成30年９月30日）

１．関係会社株式

関係会社株式（中間貸借対照表計上額 60,000千円）については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、記載しておりません。

２．その他有価証券

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他投資信託	-	-	-
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他投資信託	28	30	1
合計		28	30	1

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第29期中間会計期間（自 平成30年 4 月 1 日 至 平成30年 9 月30日）

１．サービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	7,396,730	3,040,765	1,035,075	148,503	11,621,075

２．地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	香港	英国	その他	合計
8,019,379	1,366,327	1,218,668	1,016,699	11,621,075

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
Jardine Fleming Asset Management Ltd	1,320,915	資産運用業
JPMorgan Asset Management (UK) Limited	1,209,785	資産運用業

（１株当たり情報）

第29期中間会計期間 （自平成30年 4 月 1 日 至平成30年 9 月30日）	
1株当たり純資産額	306,026円81銭
1株当たり中間純利益金額	15,376円20銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たりの中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	865,142千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	865,142千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為を行うことが禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（ 4 ）（ 5 ）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（ 4 ）（ 5 ）において同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 前記（ 3 ）（ 4 ）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名 称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 342,037百万円（平成30年９月末現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名 称 ：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

事業の内容 ：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

（２）販売会社

	名 称	資本金の額 （平成30年９月末現在）	事業の内容
1	株式会社ＳＢＩ証券	48,323百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
2	高木証券株式会社	11,069百万円 （平成30年３月末現在）	同 上
3	楽天証券株式会社	7,495百万円	同 上
4	西日本シティＴＴ証券株式会社	3,000百万円	同 上
5	ＳＭＢＣ日興証券株式会社	10,000百万円	同 上
6	野村證券株式会社	10,000百万円 （平成30年12月末現在）	同 上
7	松井証券株式会社	11,945百万円	同 上
8	株式会社西日本シティ銀行	85,745百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社

当ファンドおよびマザーファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。

（２）販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

３【資本関係】

受託会社および販売会社との間に直接的な資本関係はありません。

第３【その他】

- （１）交付目論見書および請求目論見書は、以下の記載をすることがあります。なお、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。

交付目論見書および請求目論見書の表紙または裏表紙に図案、委託会社のロゴおよび管理番号等を記載することがあります。

交付目論見書および請求目論見書の表紙に、使用開始年月を記載することがあります。

交付目論見書および請求目論見書の表紙に、使用開始年月日を記載します。

- （２）交付目論見書の表紙、表紙裏または手続・手数料等お申込みメモに、以下の項目について記載します。

委託会社の照会先（電話番号および受付時間、ホームページアドレス）。

当ファンドの課税上の取扱い。

当ファンドの販売会社および基準価額等の詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧できる旨。

金融商品取引法第15条第３項に基づき、投資者の請求により交付される請求目論見書は、委託会社のホームページに掲載されており、当ファンドの投資信託約款は請求目論見書に添付されている旨。

交付目論見書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨。

当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨。

「ご購入に際しては、交付目論見書の内容を十分にお読みください。」という旨。

- （３）請求目論見書の表紙または表紙の次に、以下の項目について記載します。

請求目論見書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、有価証券届出書 第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」および第三部「委託会社等の情報 第１委託会社等の概況」の内容を記載した、金融商品取引法第15条第３項に基づき、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）である旨。

当ファンドの課税上の取扱い。

（４）請求目論見書は、以下の項目について記載します。

投資信託約款の全文を請求目論見書に記載します。なお、請求目論見書の記載項目と重複する項目については、投資信託約款を参照すべき旨を記載することで、届出書の内容の記載に代えることがあります。

請求目論見書に記載された用語の一部を解説し、「基本用語の解説」として記載します。

（５）交付目論見書に記載する運用実績は、データを適時更新することがあります。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成30年 6 月15日

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒川	進
--------------------	-------	----	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山口	健志
--------------------	-------	----	----

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成30年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成31年 1 月23日

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒川 進
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山口 健志
--------------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＪＰＭザ・ジャパン（年４回決算型）の平成30年６月15日から平成30年12月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＪＰＭザ・ジャパン（年４回決算型）の平成30年12月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

平成30年12月10日

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒川 進
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山口 健志
--------------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成30年４月１日から平成31年３月31日までの第29期事業年度の中間会計期間（平成30年４月１日から平成30年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成30年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成30年４月１日から平成30年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。